



村民ひとりひとりが生き生きと活躍できる村づくり



第4次忍野ハーモニープラン

令和8年度～令和12年度



令和8年3月
忍野村



目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の方法	2
第2章 忍野村の男女共同参画を取り巻く現状と課題.....	3
1 統計データからみる忍野村の姿	3
2 意識調査結果からみる忍野村の姿	18
3 第3次忍野ハーモニープランの評価	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 体系図	35
第4章 施策の方向.....	36
【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	36
(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革	36
(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	38
評価指標.....	38
【基本目標Ⅱ】 ひとりひとりが活躍できる社会づくり	39
(1) 地域や職場などの方針決定の場での女性活躍の促進	39
(2) 男女共同参画の視点を反映した職場づくり・地域づくりの推進	40
(3) 職業生活における女性活躍の推進	41
(4) すべての村民のワーク・ライフ・バランス実現の推進	42
評価指標.....	43
【基本目標Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり	44
(1) すべての村民の健康づくりと生きがいづくりの推進	44
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	45
(3) 生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	46
(4) 防災・災害時における男女共同参画の推進	47
評価指標.....	47
第5章 計画の推進に向けて.....	48
1 計画の推進体制	48
2 計画の進捗管理（PDCAサイクル）	48

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、すべての人が個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会として、男女共同参画社会を目指しており、内閣府を中心に、男女共同参画社会基本法に基づき施策を推進しています。直近では令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、政治・経済分野への女性参画拡大、男女間賃金格差の是正、仕事と育児・介護の両立支援、性暴力・DV対策の強化などを重点的に展開しています。あわせて、企業における女性活躍推進法の実施、男性の育児休業取得促進、理工系分野への女性進出支援等を通じ、多様性を尊重する社会の実現を目指しています。さらに、次期「第6次男女共同参画基本計画」においては、多様な幸せ（well-being）の実現を重視する方向性が示されています。

しかし、国際的に見ると、日本の男女共同参画は依然として課題が大きく、世界経済フォーラムの2025年ジェンダー・ギャップ指数では、日本は148か国中118位と低位にあり、特に経済参画や政治参画の分野で男女差が顕著となっています。教育や健康分野では一定の水準にあるものの、意思決定の場における女性の参画は十分とは言えず、女性閣僚の割合の低さなどが象徴的な課題となっています。

忍野村においても、人口減少や少子高齢化の進行、就労環境の変化、地域活動の担い手不足など、社会構造の変化が進んでおり、こうした状況の中で、性別による固定的な役割分担意識が残ることは、個人の可能性を狭めるだけでなく、地域全体の活力低下にもつながる可能性があります。特に、意思決定の場や地域活動における女性参画の拡大、仕事と家庭生活の両立支援、困難を抱える人への相談・支援体制の充実が、本村にとっても重要な課題と言えます。

男女共同参画は、女性を優遇するための取り組みではなく、一人ひとりが自らの意思で生き方を選択できる社会を築くための基盤です。その実現には、行政の施策推進とともに、村民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、互いの生き方を尊重する意識を育むことが不可欠と言えます。

忍野村では、これまで「第3次忍野ハーモニープラン」に基づき取り組みを進めてきましたが、社会情勢の変化や国・山梨県の動向を踏まえ、これまでの成果と課題を検証し、新たに「第4次忍野ハーモニープラン」を策定しました。今後は、この計画に沿って、村内における男女共同参画を推進するための取り組みを実施していくことになります。

2 計画の位置づけ

- ・ 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条の第3項において市町村に策定が求められている「市町村男女共同参画計画」にあたります。また、「忍野村男女共同参画推進条例」第11条に基づく「基本計画」でもあります。
- ・ 本計画は、行政が主導して男女共同参画を推進するに留まらず、村民や地域との連携を通して村内における男女共同参画を推進するための方向性や取組を示したものです。
- ・ 本計画における【基本目標Ⅱ ひとりひとりが活躍できる社会づくり】を、「女性活躍推進法」第6条の第2項において市町村に策定が求められている「市町村推進計画」と位置づけ、「忍野村女性活躍推進計画」とします。
- ・ 本計画における【基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり】の“(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶”を、「DV防止法」第2条の第3項において市町村に策定が求められている「市町村基本計画」と位置づけ、「忍野村DV対策基本計画」とします。
- ・ 本計画は、国の「第6次男女共同参画基本計画」、山梨県の「第5次山梨県男女共同参画計画」、「取り組み断行宣言」との整合が図られたものです。また、本村の最上位計画である「第7次忍野村総合計画」やその他関連する計画とも足並みを揃えて、策定されています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。また、最終年度である令和12年度には、次の計画策定に向けた計画の見直しを予定しています。しかしながら、社会情勢の大きな変化や法制度の変更などにより、早急に見直しが必要であると判断された場合には、計画の期間中であっても適宜見直しを行うこととします。

4 計画策定の方法

(1) 男女共同参画に関する村民意識調査の実施

本計画の策定にあたり、村民の男女平等観、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、男女の人権などに関する意識や実態、ニーズなどをうかがう村民意識調査を実施しました。調査結果の一部は、第2章に掲載しています。

【調査方法】 郵送配布・郵送またはインターネットで回収

【調査対象】 忍野村に居住する満18歳以上の男女 1,200人（無作為抽出）

【調査期間】 令和7年7月9日～令和7年8月1日

【有効回収】 300票（25.0%）

(2) 忍野ハーモニープラン推進委員会における協議

有識者や村内企業などから構成される忍野ハーモニープラン推進委員会において、本計画の立案や内容の検討・協議を行いました。

第2章 忍野村の男女共同参画を取り巻く現状と課題

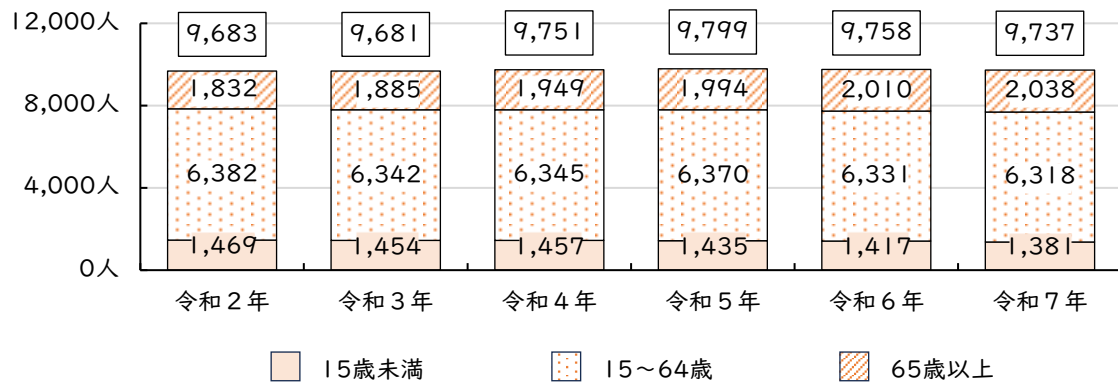
1 統計データからみる忍野村の姿

(1) 人口・世帯

総人口・年齢3区分別人口

令和7年の総人口は、9,737 人となっています。内訳をみると、「15 歳未満」が 1,381 人、「15～64 歳」が 6,318 人、「65 歳以上」が 2,038 人となっています。

令和2年からの推移をみると、総人口は令和5年まで増加傾向にあったものの、令和6年に減少傾向に転じています。年齢3区分別では、「65 歳以上」が増加傾向、「15 歳未満」、「15～64 歳」が減少傾向にあります。

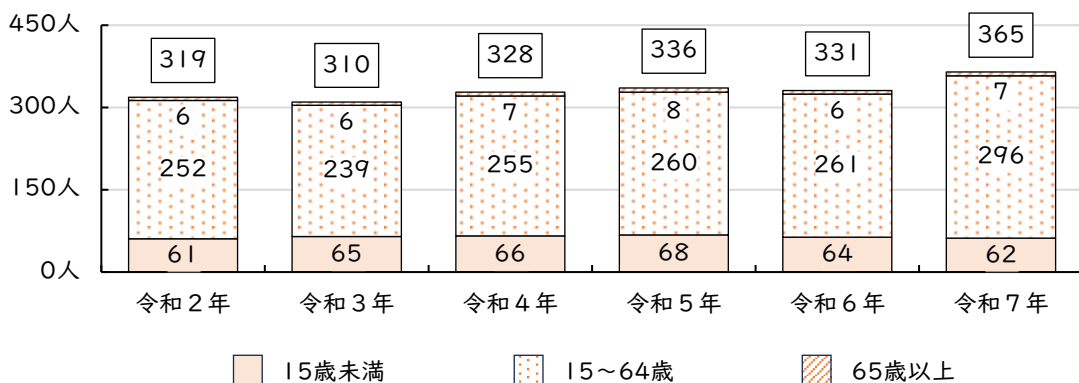


資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

外国人人口・年齢3区分別人口

令和7年の外国人人口は、365 人となっています。内訳をみると、「15 歳未満」が 62 人、「15～64 歳」が 296 人、「65 歳以上」が 7 人となっています。

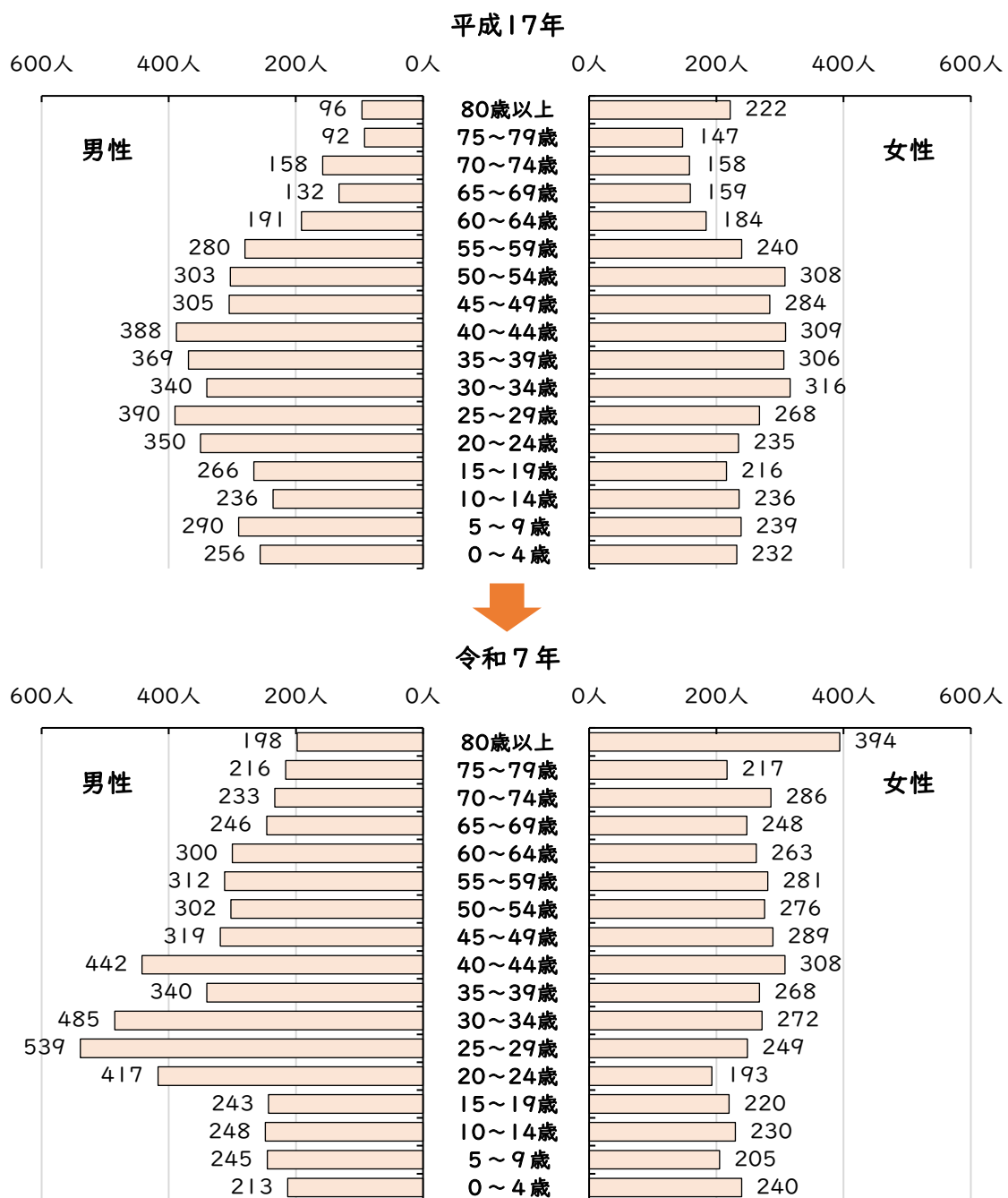
令和2年からの推移をみると、外国人人口は令和6年まで増減を繰り返していたものの、令和7年には前年を34人上回り、明らかな増加傾向に転じています。年齢3区分別では、「15～64 歳」が増加傾向、「15 歳未満」、「65 歳以上」が横ばい傾向にあります。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

人口ピラミッド

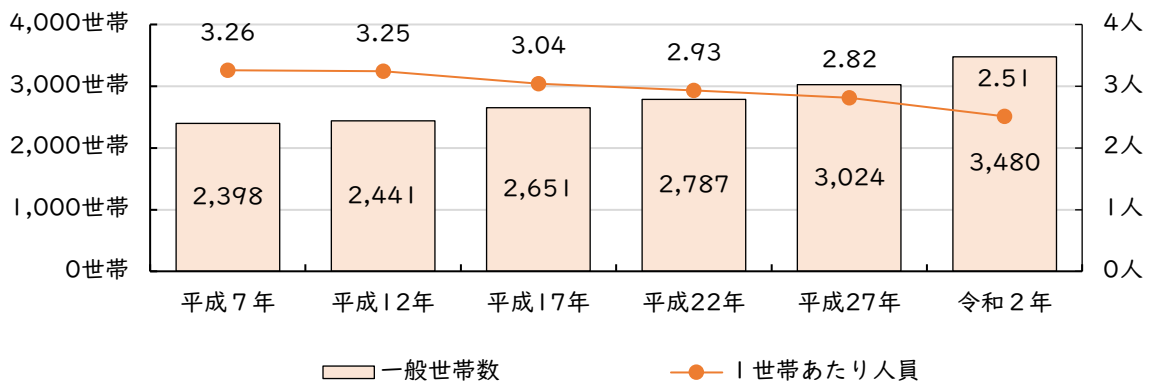
平成17年と令和7年の人口ピラミッドを比較すると、男女ともに『60歳以上』が大きく増加していることがわかります。特に女性の「80歳以上」は、約1.8倍に増加しています。また、男性においては、『20～34歳』、『40～44歳』も増加しています。一方、男性の『10歳未満』、女性の「20～24歳」、「30～34歳」は減少しています。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（平成17年3月31日、令和7年1月1日時点）」

一般世帯数・1世帯あたり人員

令和2年の一般世帯数は3,480世帯で、1世帯あたり人員は2.51人となっています。
平成7年からの推移をみると、一般世帯数は増加傾向、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。

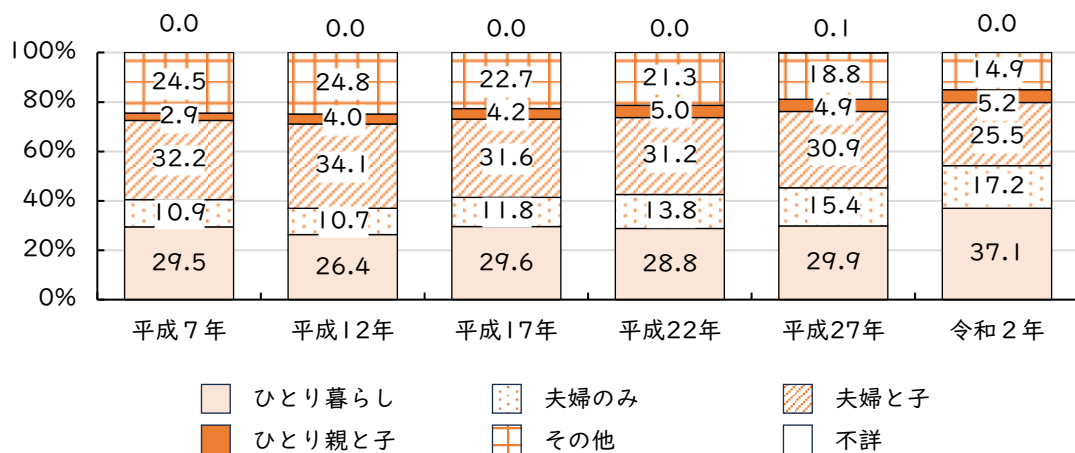


資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

世帯の種類別一般世帯割合

令和2年の一般世帯割合を世帯の種類別にみると、「ひとり暮らし」が37.1%と最も多く、次いで「夫婦と子」が25.5%、「夫婦のみ」が17.2%などとなっています。

平成7年からの推移をみると、「ひとり暮らし」、「夫婦のみ」、「ひとり親と子」が増加傾向、「夫婦と子」、「その他」が減少傾向にあります。特に「ひとり暮らし」は、平成27年から令和2年にかけて7.2ポイント上昇しています。

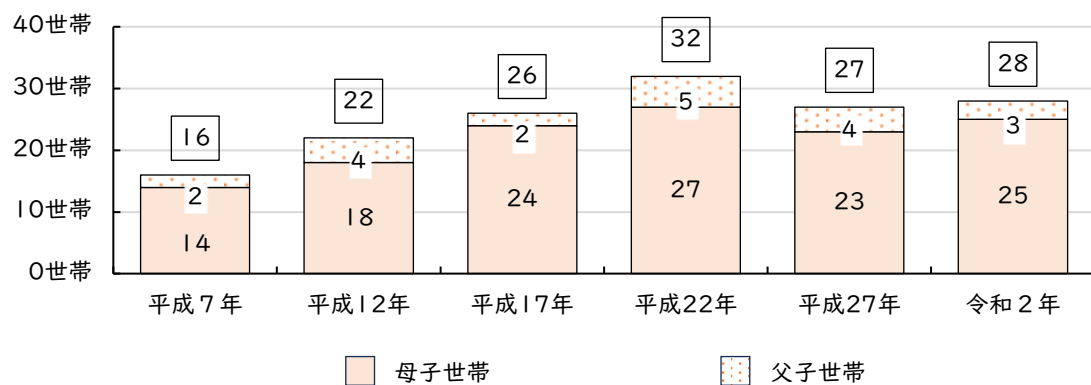


資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

ひとり親世帯数

令和2年のひとり親世帯数は、28世帯となっています。内訳をみると、「母子世帯」が25世帯、「父子世帯」が3世帯となっています。

平成7年からの推移をみると、ひとり親世帯数は平成22年まで増加傾向にあったものの、平成27年に減少してからは、横ばい傾向にあります。また、「母子世帯」がひとり親世帯の8割以上を占める傾向は、平成7年以降継続しています。



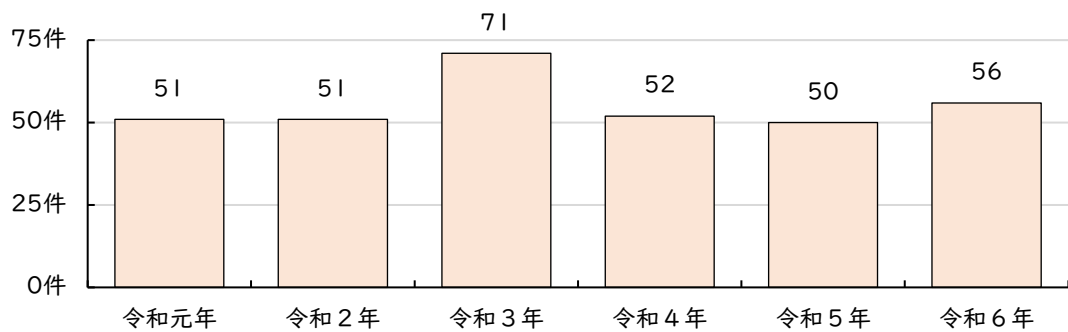
資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

(2) 婚姻・出生

婚姻件数

令和6年の婚姻件数は、56件となっています。

令和元年からの推移をみると、令和3年に大きく増加したものの、その他の年では50件台で推移しています。

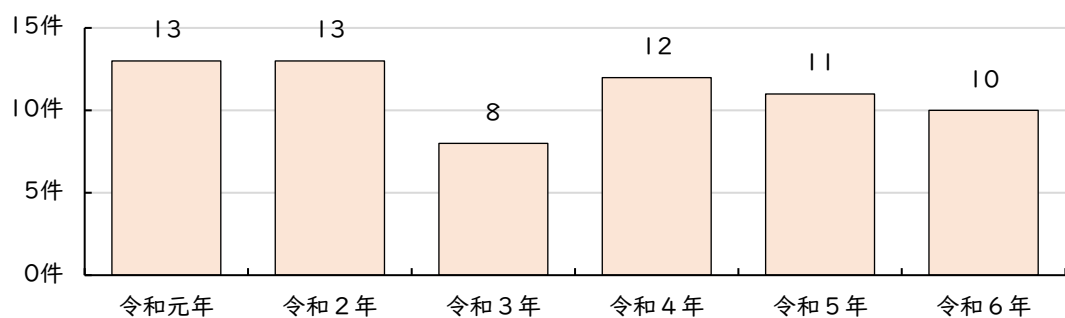


資料：「人口動態調査」

離婚件数

令和6年の離婚件数は、10件となっています。

令和元年からの推移をみると、令和3年に10件を下回るほど減少したものの、その他の年では10件台で推移しています。

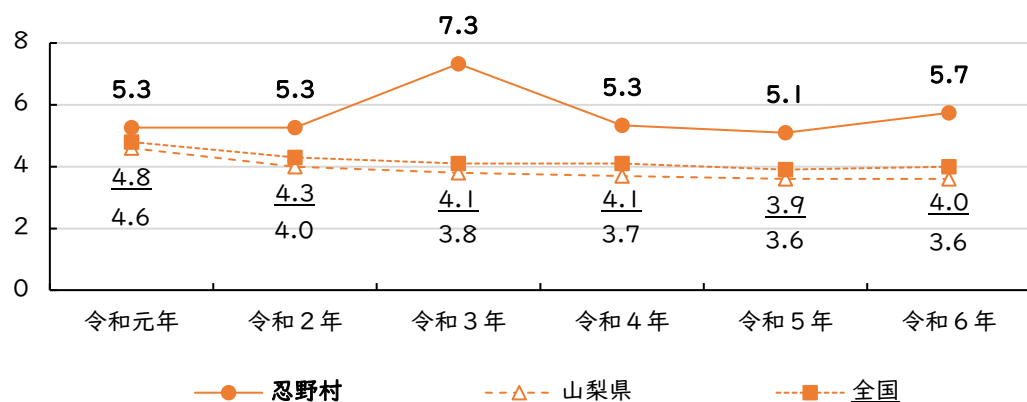


資料：「人口動態調査」

婚姻率（人口千人対）

令和6年の忍野村の婚姻率（人口千人対）は、5.7となっています。これは、山梨県や全国よりも高い水準です。

令和元年からの推移をみると、令和3年に大きく上昇したものの、令和4年には令和2年度の水準に戻り、令和6年には上昇に転じています。一方、山梨県や全国では、令和5年までは継続して低下傾向にありましたが、令和6年においては、山梨県は横ばい、全国では上昇しています。

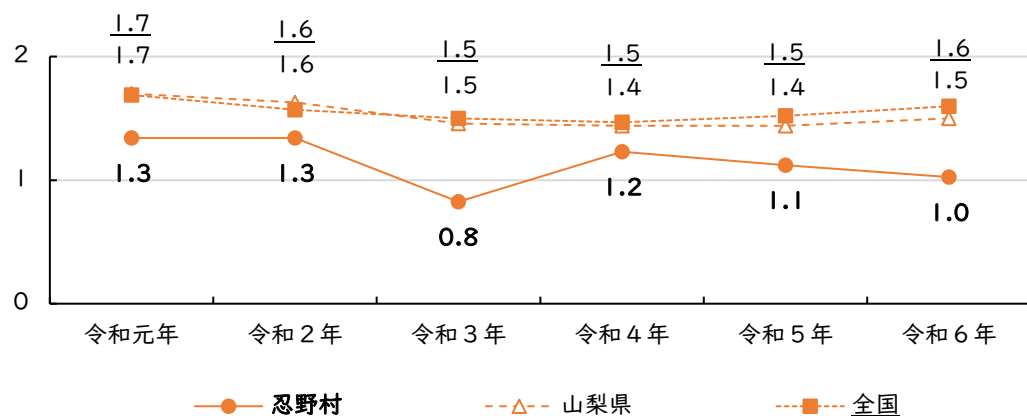


資料：「人口動態調査」

離婚率（人口千人対）

令和6年の忍野村の離婚率（人口千人対）は、1.0となっています。これは、山梨県や全国よりも低い水準です。

令和元年からの推移をみると、令和3年に大きく低下したものの、その後は令和2年度の水準に戻り、令和5年以降は低下傾向にあります。一方、山梨県と全国は忍野村よりもやや高い水準で推移しており、令和5年までは低下傾向でしたが、令和6年は上昇に転じています。



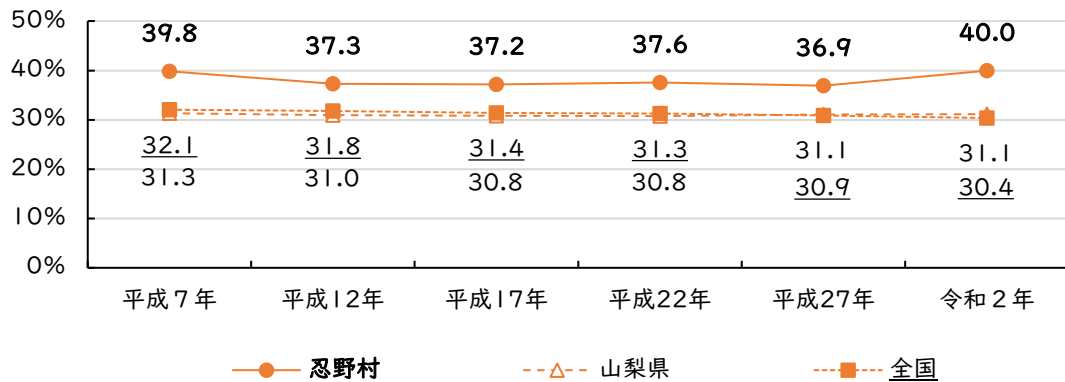
資料：「人口動態調査」

未婚率（15歳以上）

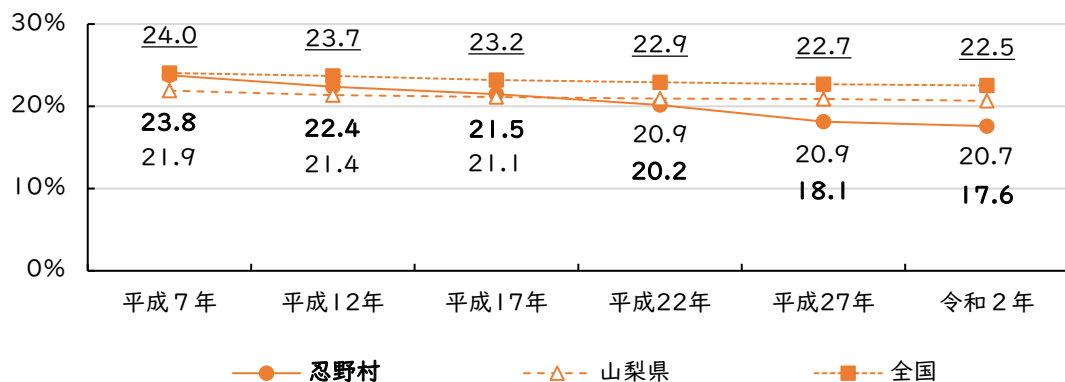
令和2年の忍野村の未婚率（15歳以上）は、男性が40.0%、女性が17.6%となっています。男性は山梨県や全国よりも高い水準、女性は山梨県や全国より低い水準です。

平成7年からの推移をみると、男性は平成27年まで低下傾向にあったものの、令和2年に上昇傾向に転じています。一方、女性は継続して低下傾向にあります。また、山梨県や全国では、男女ともにわずかに低下傾向にあるものの、忍野村ほど顕著な変化はみられません。

<男性>



<女性>



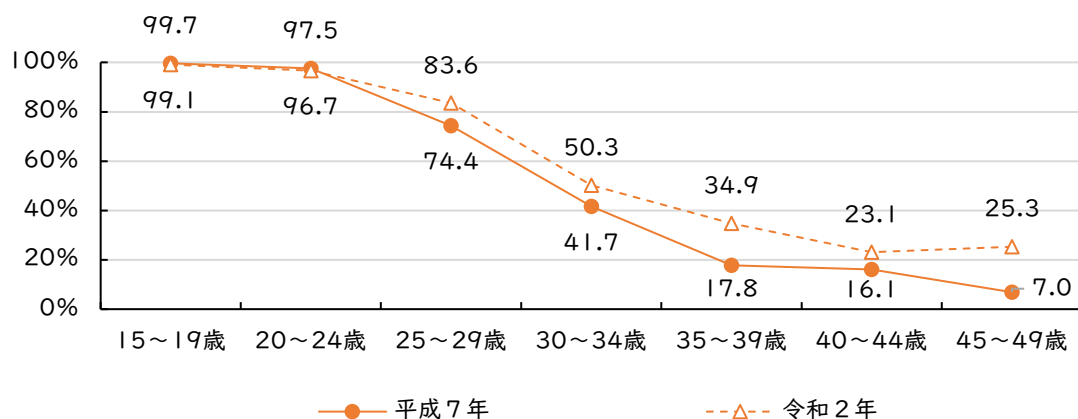
資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

年齢別未婚率（15歳以上）

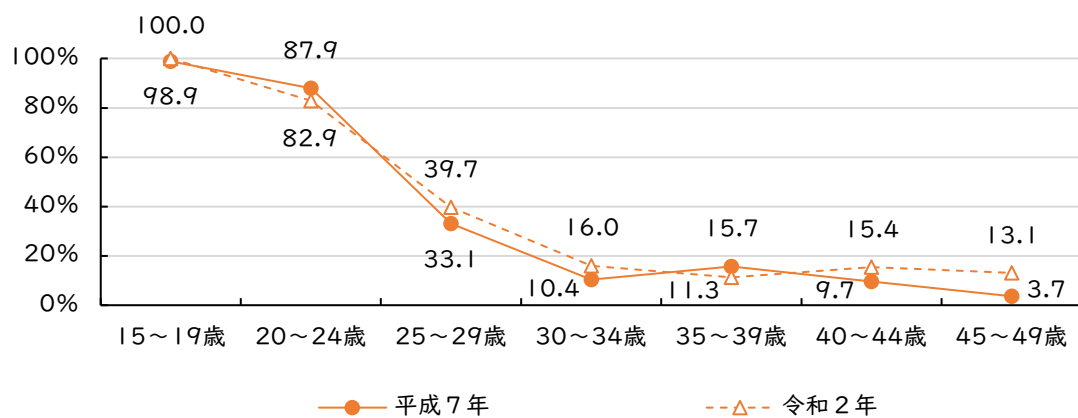
令和2年の未婚率（15歳以上）を年齢別にみると、男性は「30～34歳」において約半数、女性は「25～29歳」において約4割と、男性より女性の方が若い年齢で結婚していることがわかります。また、男性は「40～44歳」まで、女性は「35～39歳」までは年齢層が高くなるほど未婚率が低くなるものの、男性の「45～49歳」、女性の「40～44歳」においては上昇しています。

平成7年と令和2年の未婚率（15歳以上）を比較すると、男性はほとんどの年齢層において令和2年の方が高くなっている一方、女性は『25～34歳』、『40～49歳』において令和2年、「20～24歳」、「35～39歳」において平成7年の方が高くなっています。

<男性>



<女性>

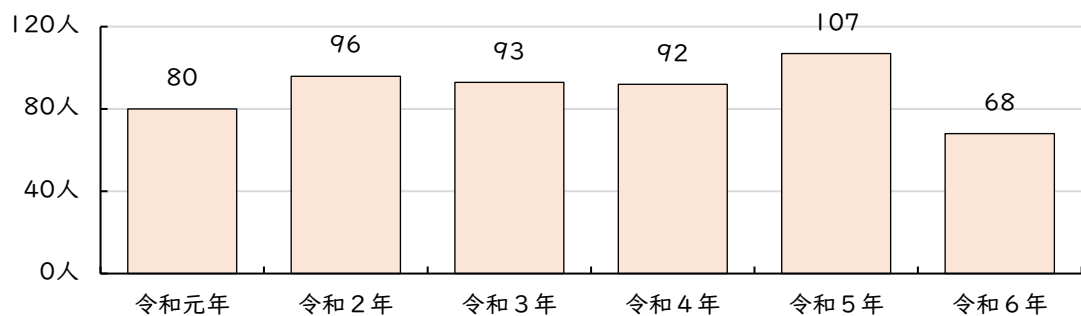


資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

出生数

令和5年の出生数は、107人となっています。

令和元年からの推移をみると、令和元年は80人台、令和2～4年は90人台、令和5年は100人台と、増減を繰り返しながら増加傾向にありましたが、令和6年は68人と、大幅に減少しています。

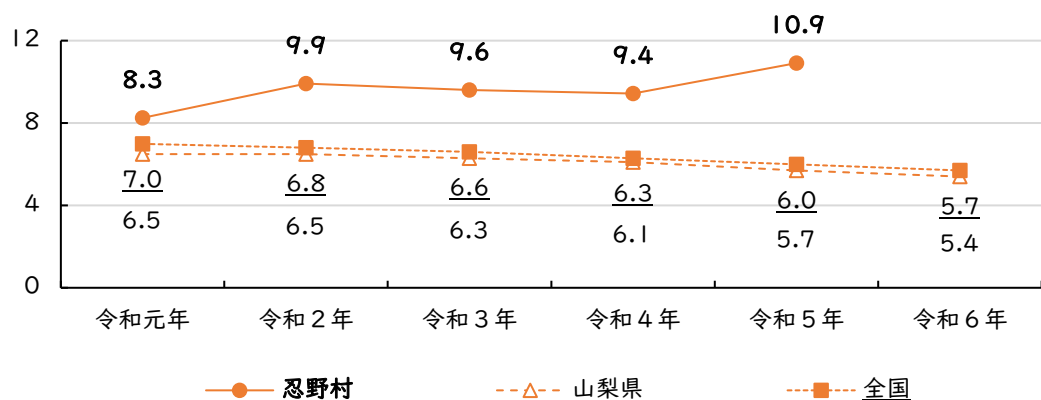


資料：「人口動態調査」

出生率（人口千人対）

令和5年の忍野村の出生率（人口千人対）は、10.9となっています。これは、山梨県や全国よりも高い水準です。

令和元年からの推移をみると、上下を繰り返しながら上昇傾向にあります。一方、山梨県や全国では、継続して低下傾向にあります。



資料：「人口動態調査」

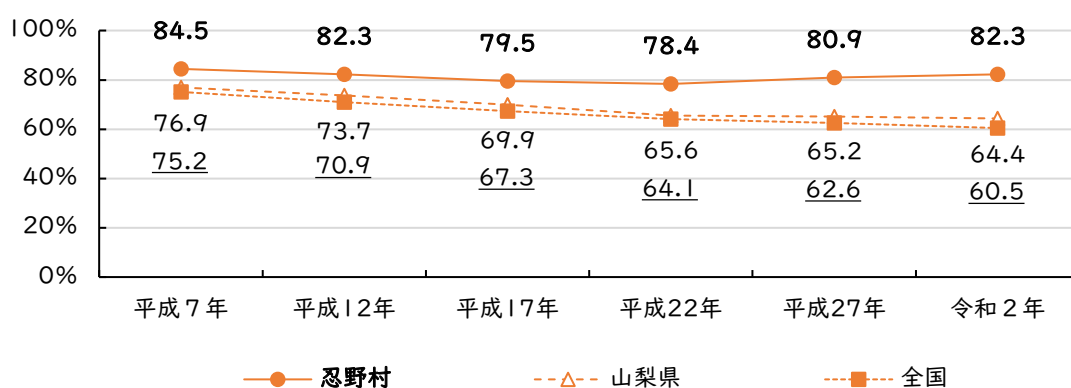
(3) 就労

就業者割合（15歳以上）

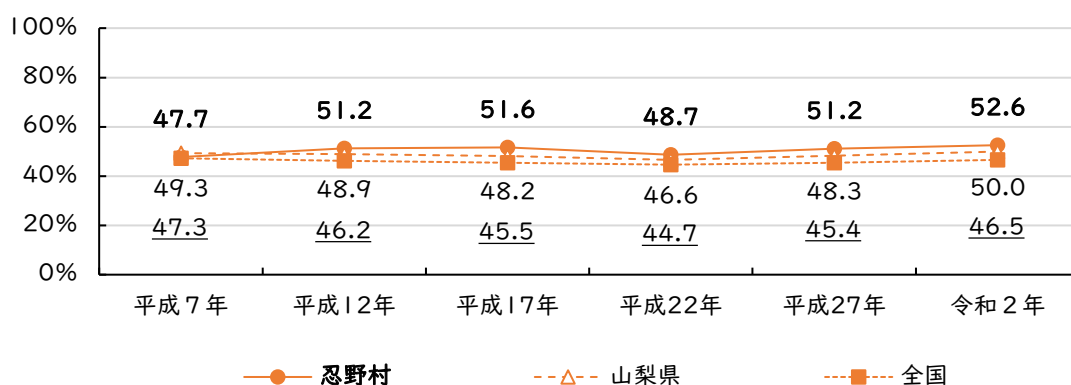
令和2年の忍野村の就業者割合（15歳以上）は、男性が82.3%、女性が52.6%となっています。男性は山梨県や全国よりも高い水準、女性は山梨県や全国よりやや高いものの、ほぼ同じ水準です。

平成7年からの推移をみると、男性は平成22年まで低下傾向にあったものの、平成27年に上昇傾向に転じています。一方、女性は上下を繰り返しながら上昇傾向にあります。また、山梨県や全国では、男性は低下傾向、女性は横ばい傾向にあります。

<男性>



<女性>



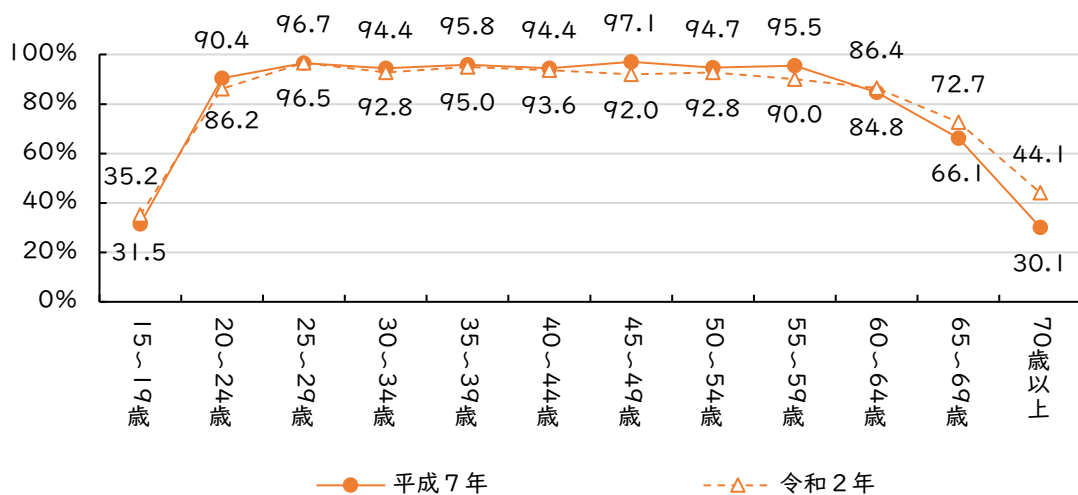
資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

年齢別就業者割合（15歳以上）

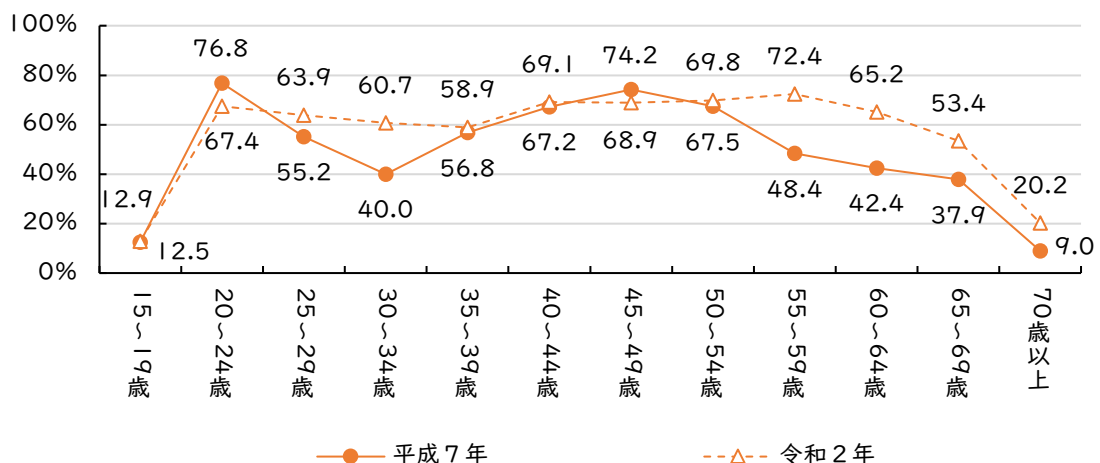
令和2年の就業者割合（15歳以上）を年齢別にみると、男性は『25～59歳』において9割を超え、女性は『40～59歳』において7割前後となっています。

平成7年と令和2年の就業者割合（15歳以上）を比較すると、男性は『65歳以上』において令和2年の方が高く、その他の年齢層ではそれほど大きな差異はみられません。一方、女性は『25～34歳』、『55歳以上』において令和2年の方が高く、『20～24歳』において平成7年の方が高くなっています。これは結婚や妊娠・出産を理由に離職する女性が減ったこと、大学に進学する女性が増えたこと、男女ともに高齢になっても働かなければ経済的に苦しいことなどが背景にあると考えられます。

<男性>



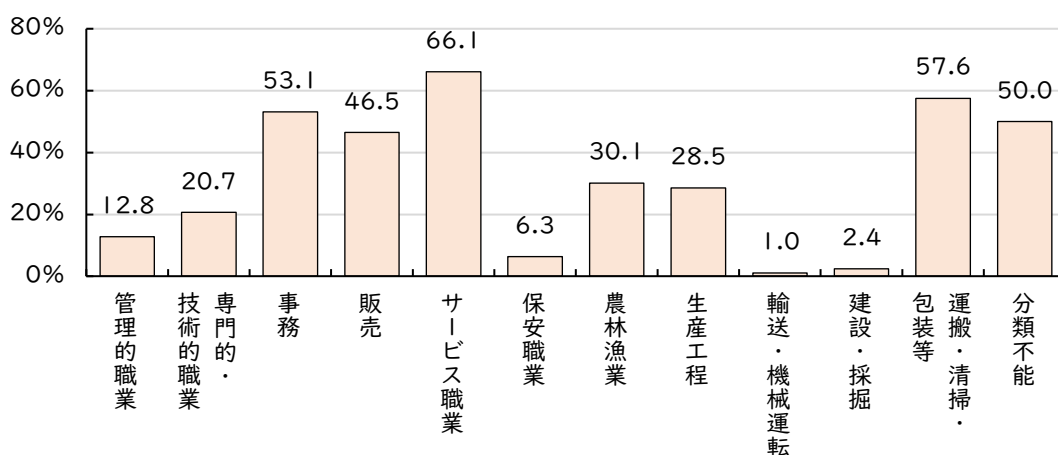
<女性>



資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

職業別女性割合

令和2年の女性割合を職業別にみると、「事務」、「サービス職業」、「運搬・清掃・包装等」が半数を超えており、女性が多く従事していることがわかります。一方、「保安職業」、「輸送・機械運転」、「建設・採掘」は1割にも達しておらず、女性がほとんど従事していないことがわかります。

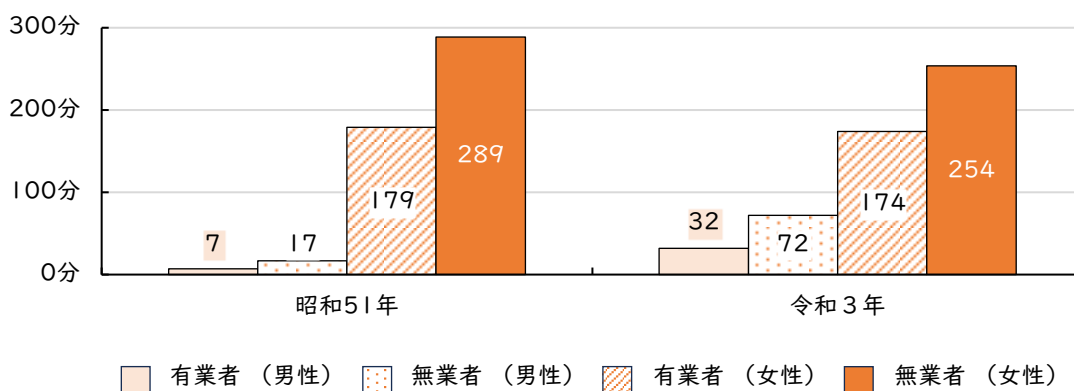


資料：「国勢調査（令和2年10月1日時点）」

家事関連時間（全国・平日）

令和3年の平日の家事関連時間（全国）は、「無業者（女性）」が254分、「有業者（女性）」が174分、「無業者（男性）」が72分、「有業者（男性）」が32分となっており、男性より女性、有業者より無業者で長くなっています。

昭和51年と令和3年の家事関連時間を比較すると、男性は「無業者」、「有業者」とともに4倍程度長くはなっているものの、女性ほどは時間を費やしていないことがわかります。



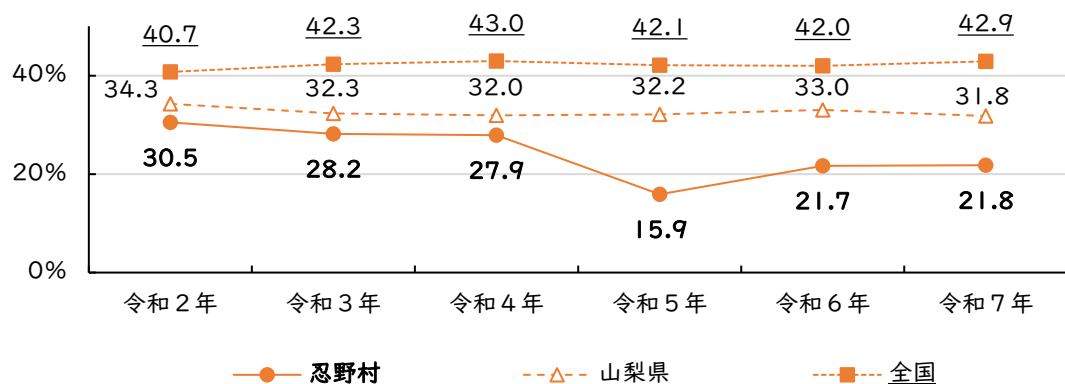
資料：「社会生活基本調査（昭和51年10月17～23日のうち1日、令和3年10月20日時点）」
※家事関連時間＝家事＋介護・看護＋育児＋買い物

(4) 女性委員

審議会等における女性割合

令和7年の忍野村の審議会等における女性割合は、21.8%となっています。これは、山梨県や全国よりも低い水準です。

令和2年からの推移をみると、令和5年に大きく低下し、令和6年と令和7年で上昇しているものの、概ね低下傾向にあります。一方、山梨県や全国では、多少の上下はあるものの、横ばい傾向となっています。

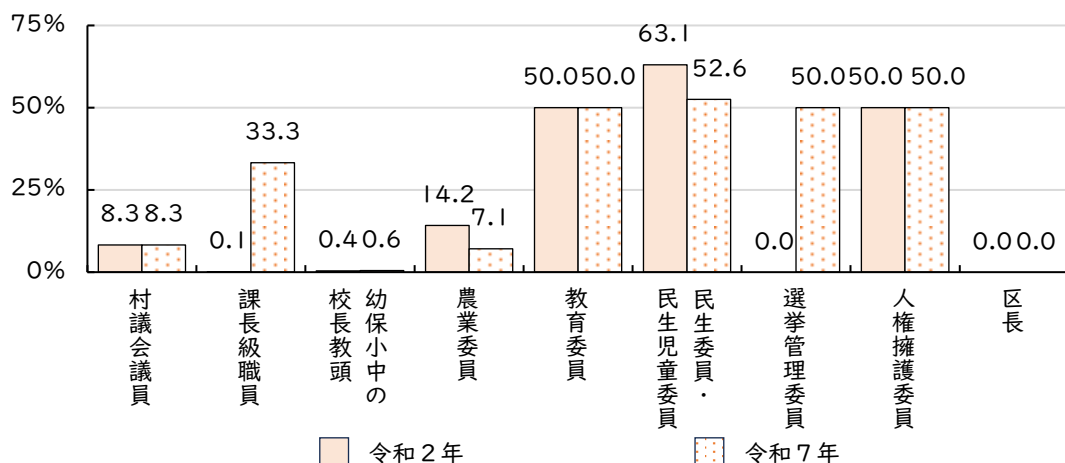


資料：忍野村・山梨県「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日時点）」、
全国「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（各年9月30日時点）」

村議会議員等における女性割合

令和7年の村議会議員等における女性割合は、「民生委員・民生児童委員」が52.6%、「教育委員」、「選挙管理委員」、「人権擁護委員」がそれぞれ50.0%などとなっています。

令和2年と令和7年の村議会議員等における女性割合を比較すると、「課長級職員」は大幅に増加しています。



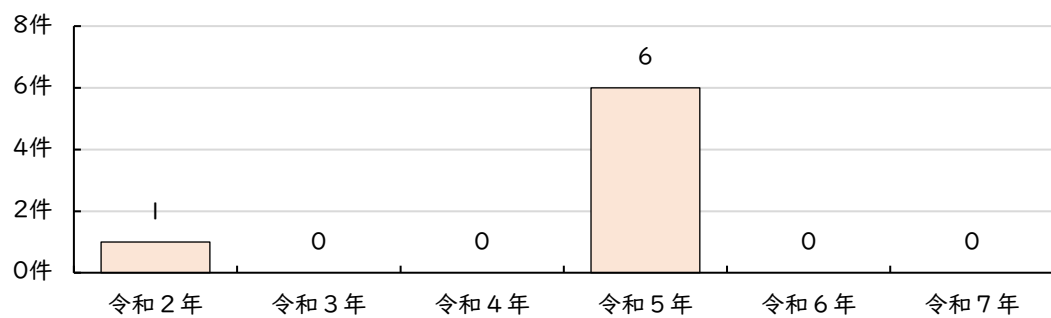
資料：「総務課（各年4月1日時点）」

(5) その他

DVに関する相談件数

役場で相談を受けた令和7年のDVに関する件数は、0件となっています。

令和2年からの推移をみると、令和2年、令和5年には相談があったものの、0件で推移する年が多くなっています。令和5年は6件と、他の年に比べて多かったものの、一時的な増加に留まっています。



資料：「総務課」

*やまなし性暴力被害者サポートセンター かいさぽ ももこ への相談件数は含まない。

統計データからみる忍野村の課題

◇ 固定的な性別役割分担意識の残存

女性の就業率は上昇傾向にある一方、家事・育児・介護の負担は依然として女性に偏っている状況が全国データからも示されており、家庭内における男女の役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

◇ 意思決定過程における女性参画の低さ

審議会等における女性割合は21.8%と、県や全国と比べて低い水準にとどまっており、政策や方針決定の場に女性の視点が十分に反映されていない可能性があります。

◇ 多様な生き方・働き方に対する理解不足

未婚率や世帯構成の変化（ひとり暮らし世帯の増加等）が進む中、結婚・出産・就労に関する多様な選択を尊重する意識の醸成が十分とはいえません。

◇ 女性が能力を発揮できる社会参加の場の不足

職業別にみると、女性の就業は特定の職種に偏っており、幅広い分野で活躍できる環境整備やチャレンジの機会が十分とはいえません。

◇ 地域活動・意思決定への参画機会の限定性

女性委員の割合が低いことから、地域活動や行政運営に参画する機会が限られており、女性人材の発掘・育成・登用の仕組み強化が課題です。

◇ 子育て・介護と両立できる活動環境の不足

ひとり親世帯や高齢化の進行を踏まえると、時間的・身体的制約を抱える人でも参加しやすい活動形態や支援体制の整備が求められます。

◇ 潜在化しやすいDV・ハラスメント問題

DV相談件数は「0件」の年が多いものの、必ずしも問題が存在しないことを意味するものではなく、相談につながっていない潜在的事案の把握と、相談しやすい環境づくりが課題です。

◇ 高齢者・ひとり暮らし世帯の増加に伴うリスク

高齢者人口やひとり暮らし世帯が増加しており、災害時や日常生活における見守り体制、男女の特性に配慮した支援の充実が必要です。

◇ 外国人住民の増加への対応

外国人人口が増加傾向にある中、言語や文化の違いに配慮した情報提供や支援体制を整え、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められます。

2 意識調査結果からみる忍野村の姿

■ 調査の方法

【調査方法】 郵送配布・郵送またはインターネットで回収

【調査対象】 忍野村に居住する満18歳以上の男女 1,200人（無作為抽出）

【調査期間】 令和7年7月9日～令和7年8月1日

■ 回収状況

対象数	回収数	無効票	有効回収数	有効回収率
1,200人	300票 (郵送154票・インターネット146票)	0票	300票	25.0%

※調査票に個人を特定しない形のIDを掲載し、このIDをインターネット回答時のログインIDとして利用しました。そして、回収終了後、郵送回収分とインターネット回収分でIDが重複していないかを確認しています。

■ この調査結果の見方

- ・当該質問に回答した人の実数（回答母数）を表記する場合は「n」と表示しています。
- ・集計結果の％表示は、小数点以下第2位を四捨五入してあるため、構成比の合計がちょうど100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答できる質問の場合は、すべての構成比の合計がちょうど100.0%にならない場合があります。
- ・スペースの関係上、選択肢を省略している箇所があります。

■ 回答者の属性（上段：人 下段：％）

性別（自認する性）

調査数	男性	女性	その他	無回答
300	100	196	3	1
100.0	33.3	65.3	1.0	0.3

年齢

調査数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答
300	3	55	64	63	37	42	34	2
100.0	1.0	18.3	21.3	21.0	12.3	14.0	11.3	0.7

婚姻の状況

調査数	既婚	離婚・死別	未婚	無回答
300	164	30	104	2
100.0	54.7	10.0	34.7	0.7

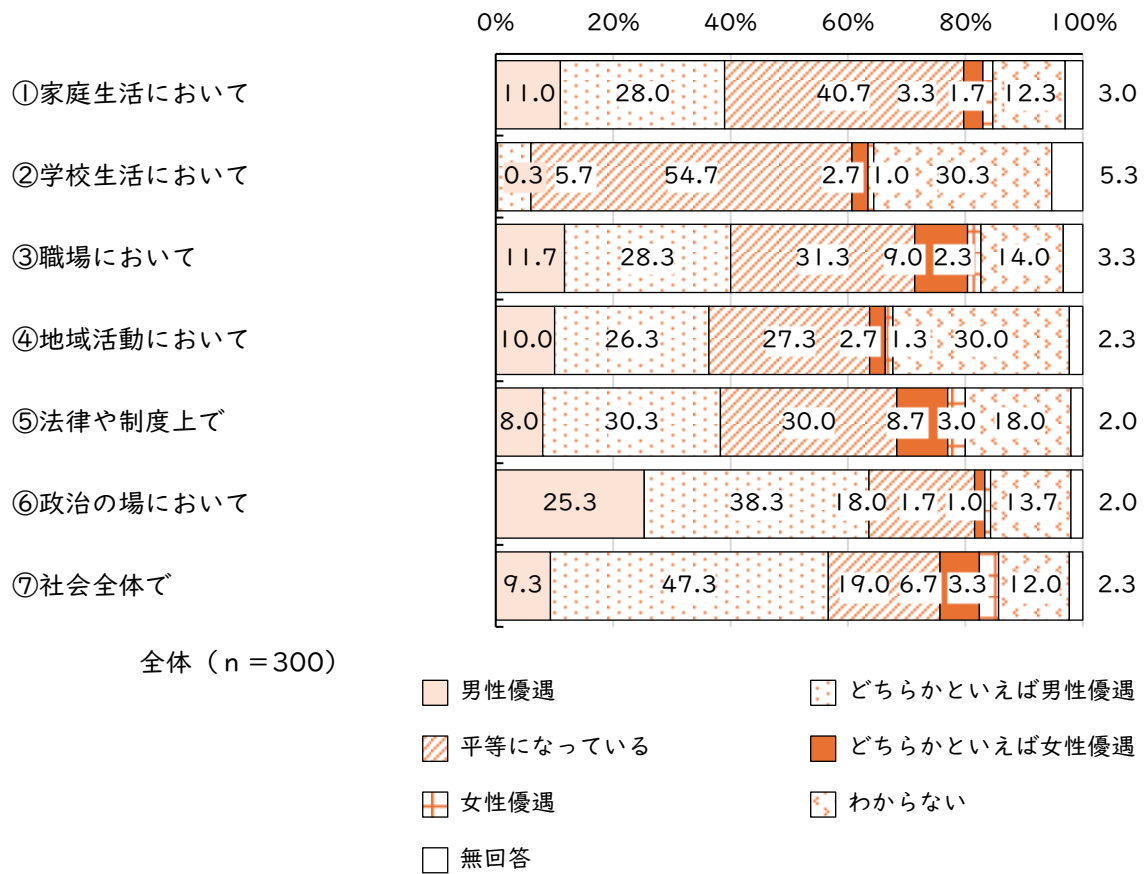
現在の居住地

調査数	内野	忍草	その他	無回答
300	73	215	11	1
100.0	24.3	71.7	3.7	0.3

(1) 男女平等について

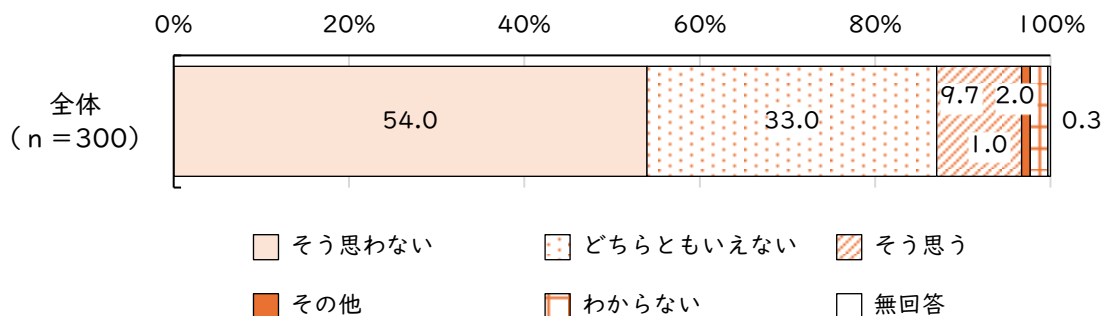
分野ごとに男女の関係

『男性優遇』（「男性優遇」＋「どちらかといえば男性優遇」）は、【⑥政治の場において】、【⑦社会全体で】において半数を超えて多くなっています。「平等になっている」は、唯一【②学校生活において】において半数を超えています。



『男は仕事、女は家庭』という考え方について

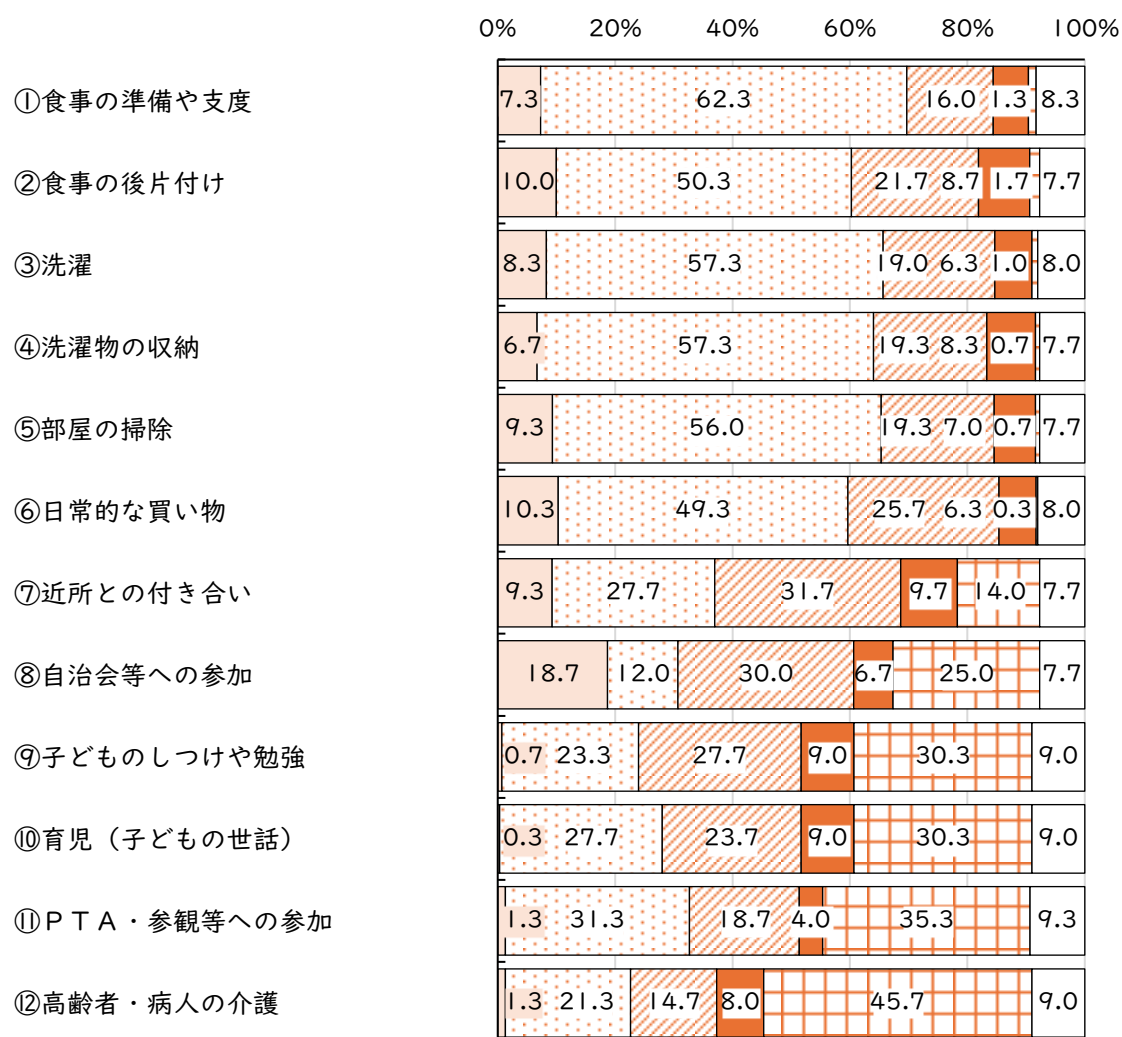
「そう思わない」が54.0%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が33.0%、「そう思う」が9.7%などとなっています。



(2) 家庭での役割分担について

家庭における男女の役割分担

「主に女性」は、【①食事の準備や支度】、【②食事の後片付け】、【③洗濯】、【④洗濯物の収納】、【⑤部屋の掃除】において半数を超えて多くなっています。【⑦近所との付き合い】、【⑧自治会等への参加】においては「男女協力して」が3割を超えているものの、全体的には女性が担っている役割が多いことが見て取れます。



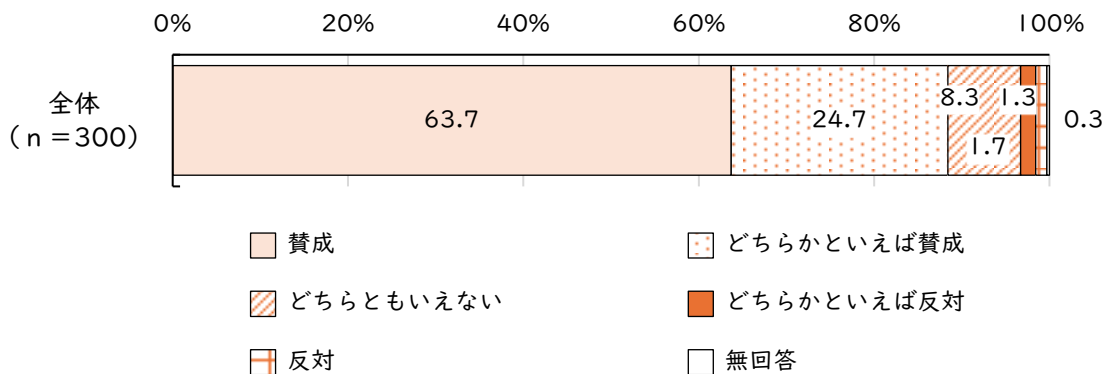
全体（n=300）



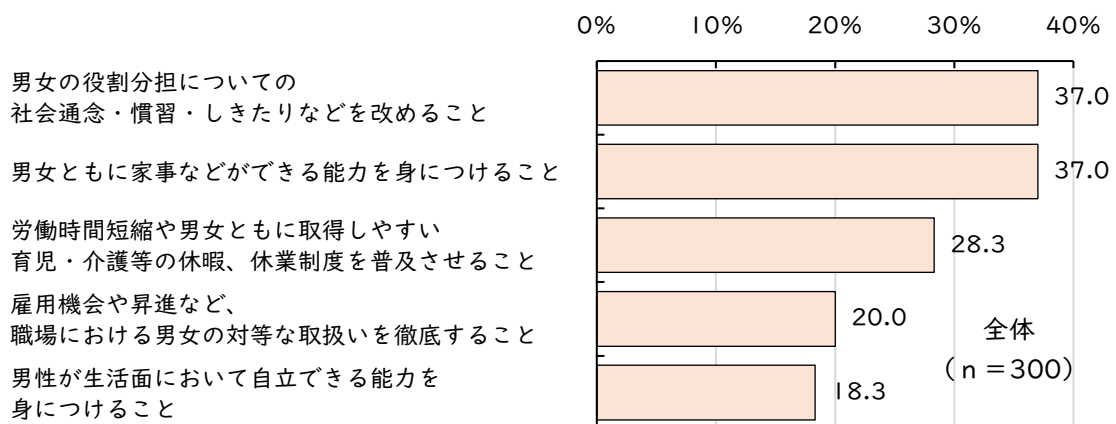
(3) 男性の育児の参加について

男性が育児休業を取得することについて

「賛成」が63.7%と最も多く、次いで「どちらかといえば賛成」が24.7%、「どちらともいえない」が8.3%などとなっています。また、『賛成』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）は88.4%、『反対』（「反対」＋「どちらかといえば反対」）は3.0%となっています。

**男女がともに仕事や家庭、育児、介護、地域活動に積極的に参加するために必要だと思うこと**

「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどを改めること」、「男女ともに家事などができる能力を身につけること」がそれぞれ37.0%と最も多く、次いで「労働時間短縮や男女ともに取得しやすい育児・介護等の休暇、休業制度を普及させること」が28.3%、「雇用機会や昇進など、職場における男女の対等な取扱いを徹底すること」が20.0%などとなっています。

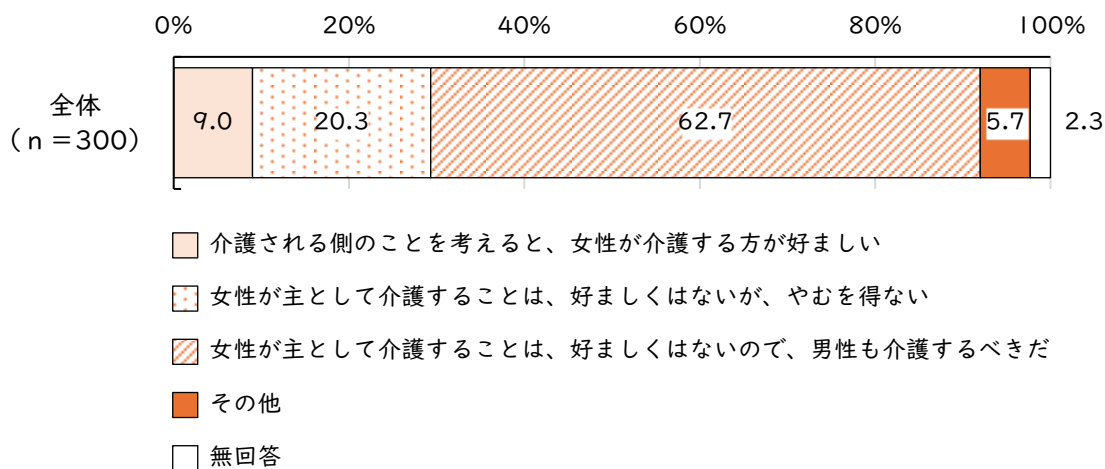


※上位5項目のみ掲載
※複数回答可能：3つまで

(4) 介護について

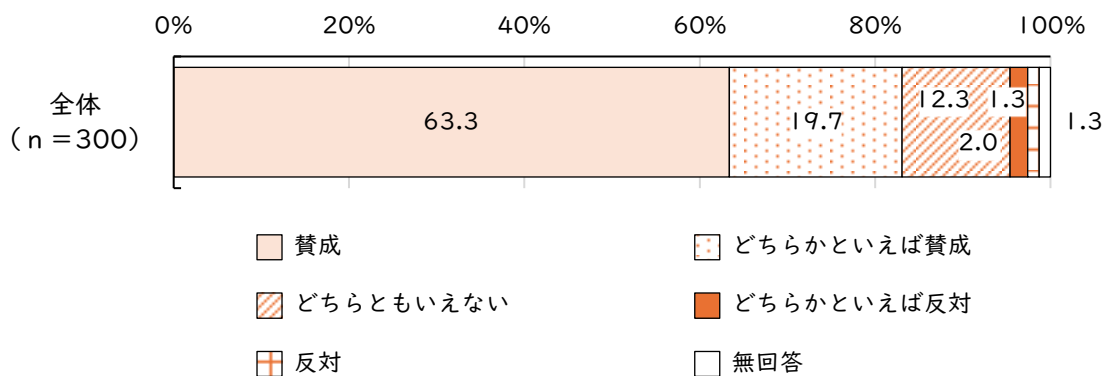
家庭における高齢者等の介護を主として女性が担うことについて

「女性が主として介護することは、好ましくはないので、男性も介護するべきだ」が62.7%と最も多く、次いで「女性が主として介護することは、好ましくはないが、やむを得ない」が20.3%、「介護される側のことを考えると、女性が介護する方が好ましい」が9.0%などとなっています。



男性が介護休業を取得することについて

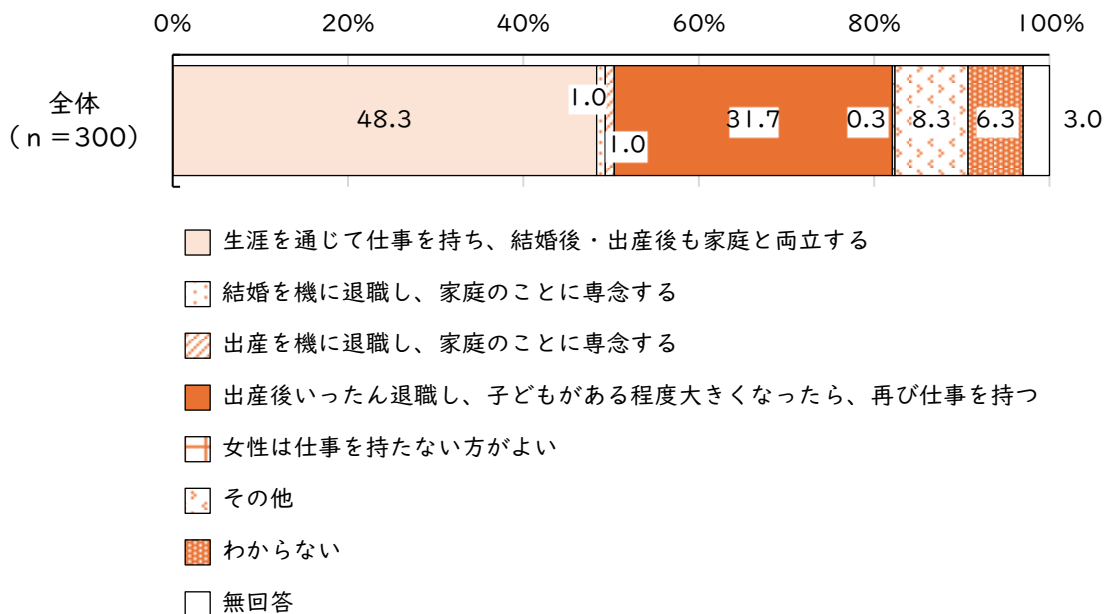
「賛成」が63.3%と最も多く、次いで「どちらかといえば賛成」が19.7%、「どちらともいえない」が12.3%などとなっています。また、『賛成』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）は83.0%、『反対』（「反対」＋「どちらかといえば反対」）は3.3%となっています。



(5) 就労について

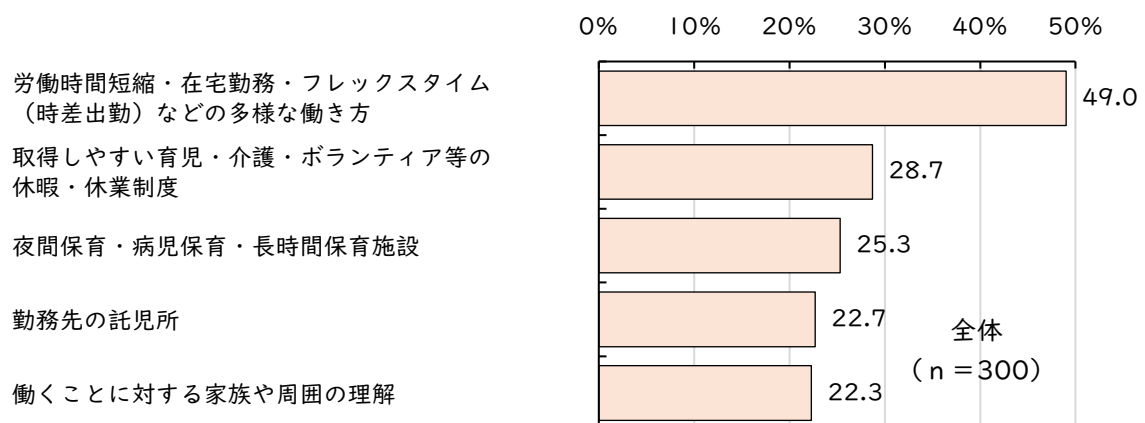
女性の就労について望ましいと思うもの

「生涯を通じて仕事を持ち、結婚後・出産後も家庭と両立する」が48.3%と最も多く、次いで「出産後いったん退職し、子どもがある程度大きくなったら、再び仕事を持つ」が31.7%、「その他」が8.3%などとなっています。



女性が働き続けるために特に整えばよいと思う環境

「労働時間短縮・在宅勤務・フレックスタイム（時差出勤）などの多様な働き方」が49.0%と最も多く、次いで「取得しやすい育児・介護・ボランティア等の休暇・休業制度」が28.7%、「夜間保育・病児保育・長時間保育施設」が25.3%などとなっています。



※上位5項目のみ掲載
※複数回答可能：3つまで

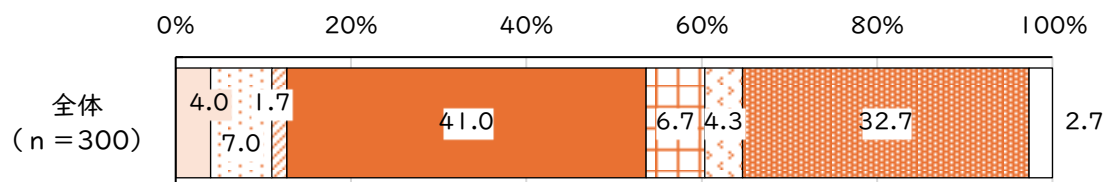
(6) ワーク・ライフ・バランスについて

理想・現実の仕事と生活のバランス

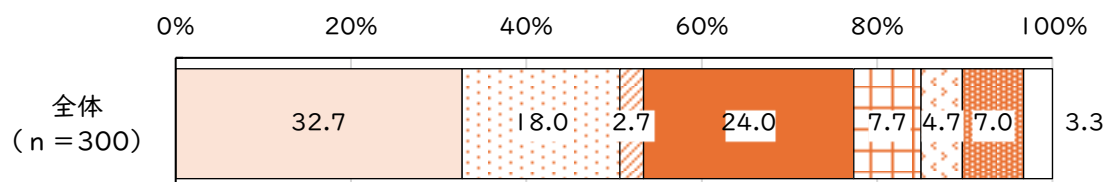
理想は、『仕事』と『家庭生活』をともに両立が41.0%と最も多く、次いで『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をすべてバランスよく行うが32.7%、『家庭生活』を優先が7.0%などとなっています。

現実には、『仕事』を優先が32.7%と最も多く、次いで『仕事』と『家庭生活』をともに両立が24.0%、『家庭生活』を優先が18.0%などとなっています。

<理想>



<現実>

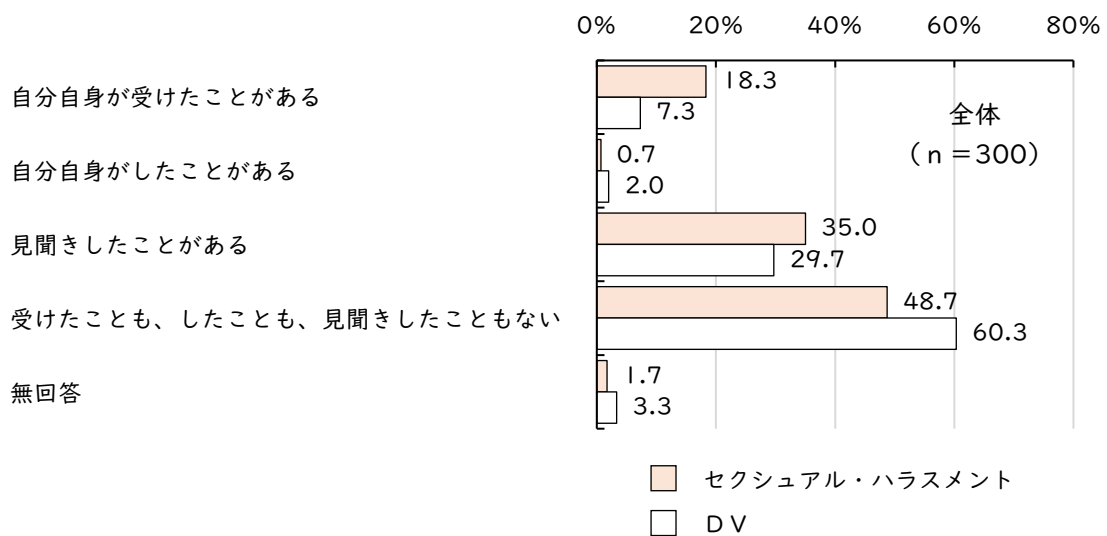


- 「仕事」を優先
- 「家庭生活」を優先
- 「地域・個人の生活」を優先
- 「仕事」と「家庭生活」をともに両立
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに両立
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに両立
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべてバランスよく行う
- 無回答

(7) セクシュアル・ハラスメント、DVについて

身近なところにおけるセクシュアル・ハラスメント、DVの有無

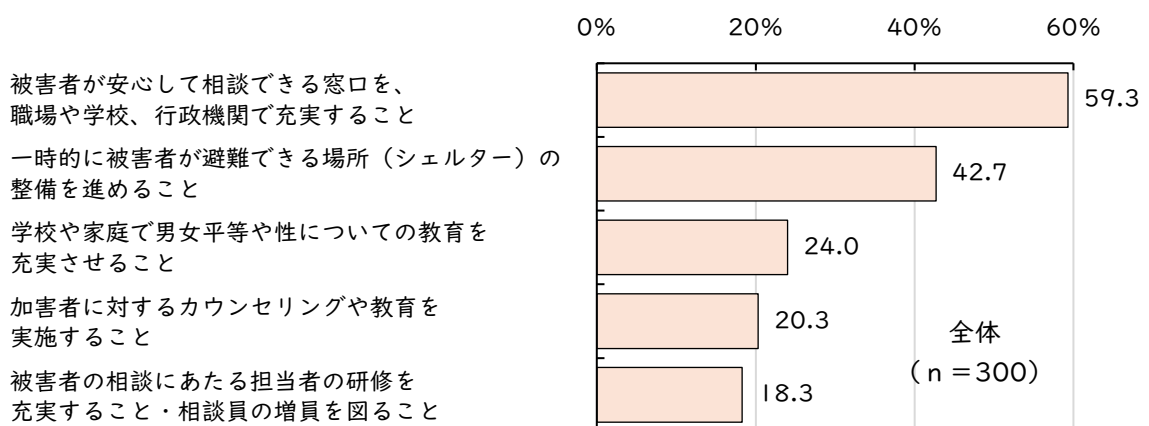
いずれも「受けたことも、したことも、見聞きしたこともない」が最も多く、「見聞きしたことがある」、「自分自身が受けたことがある」が続いています。



※複数回答可能

していってらよいと思う女性に対する暴力の対策

「被害者が安心して相談できる窓口を、職場や学校、行政機関で充実すること」が59.3%と最も多く、次いで「一時的に被害者が避難できる場所（シェルター）の整備を進めること」が42.7%、「学校や家庭で男女平等や性についての教育を充実させること」が24.0%などとなっています。

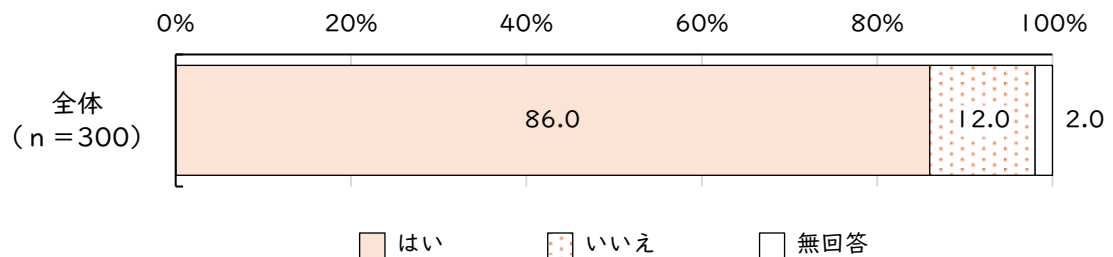


※上位5項目のみ掲載
※複数回答可能：3つまで

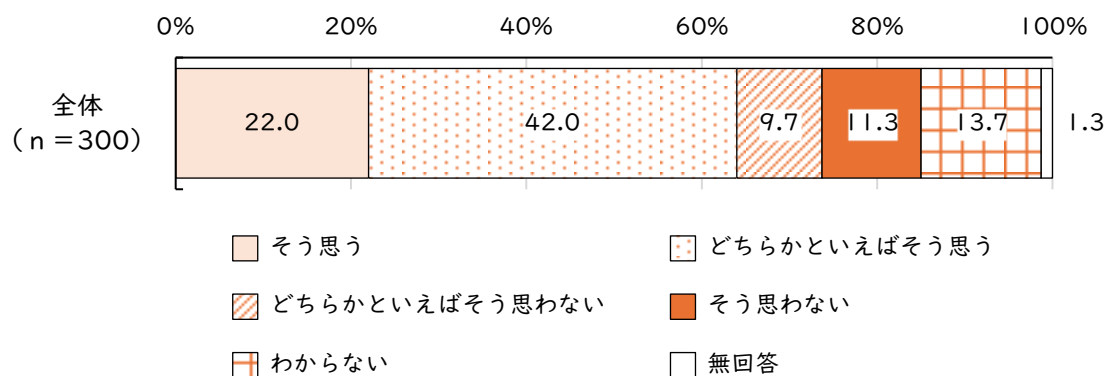
(8) 性的マイノリティについて

性的マイノリティ（またはLGBTQ等）という言葉の認知状況

「はい」が86.0%、「いいえ」が12.0%となっています。

**性的マイノリティの方々にとって、現在の社会は生活しづらいと思うか**

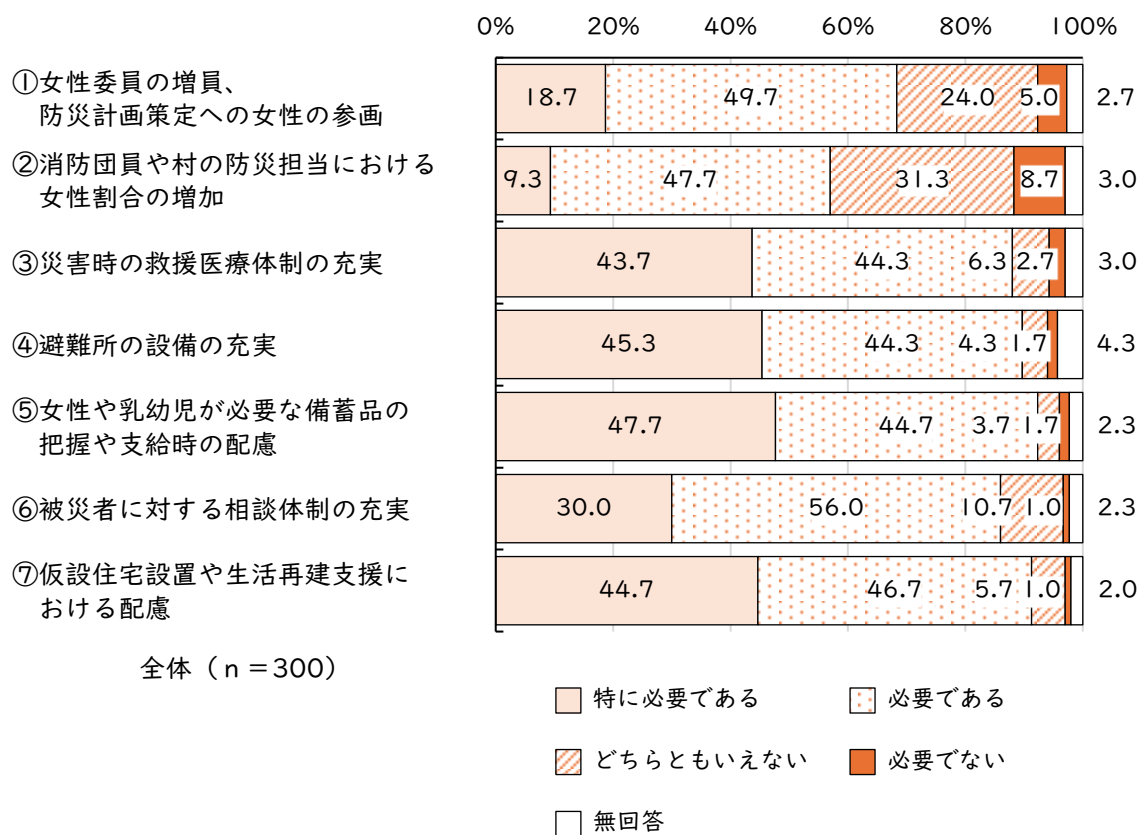
「どちらかといえばそう思う」が42.0%と最も多く、次いで「そう思う」が22.0%、「わからない」が13.7%などとなっています。また、『思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）は64.0%、『思わない』（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）は21.0%となっています。



(9) 防災・災害復興対策について

男女共同参画の視点から必要だと思う防災・災害復興対策の取り組み

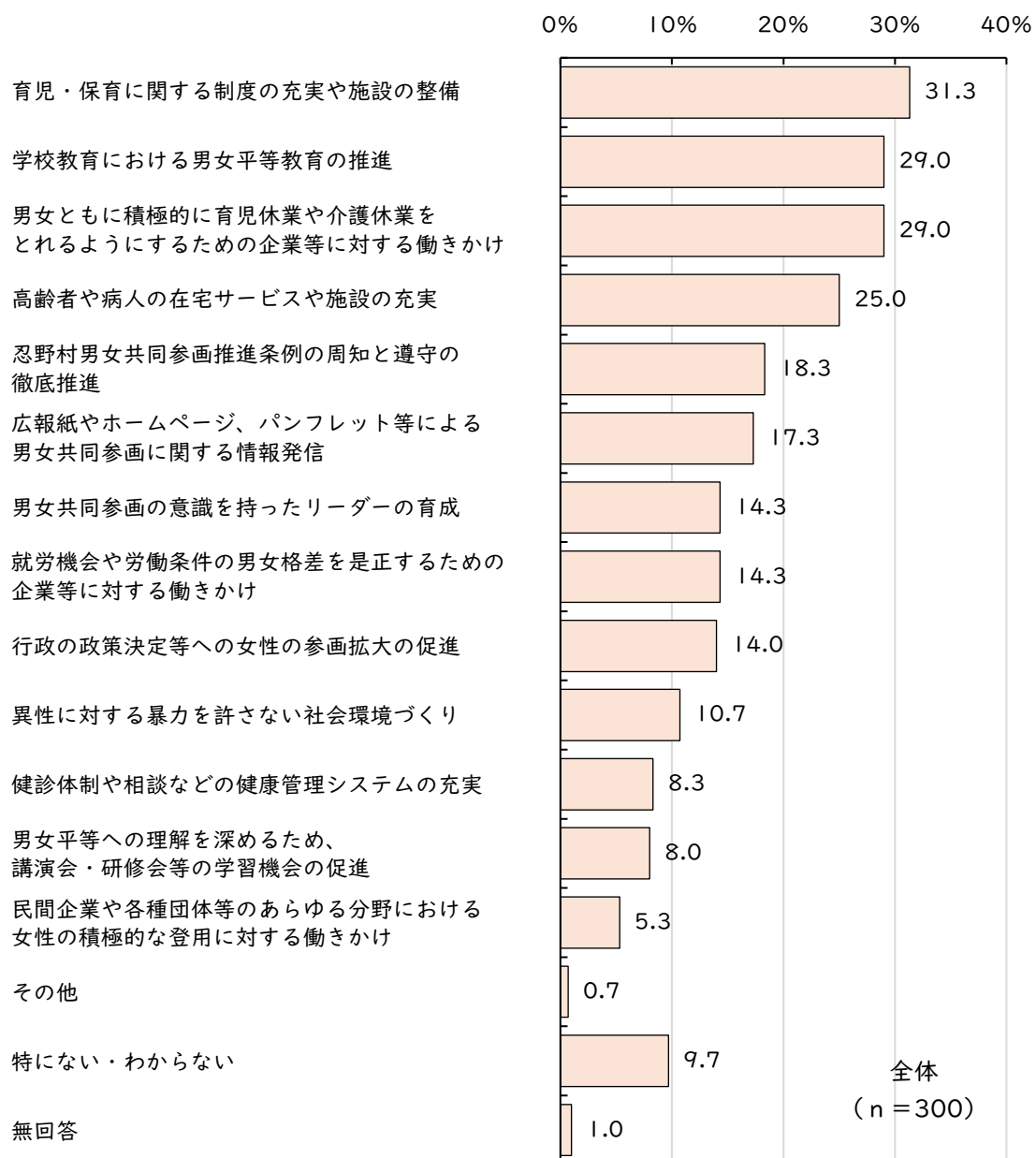
『必要である』（「特に必要である」＋「必要である」）は、【⑤女性や乳幼児が必要な備蓄品の把握や支給時の配慮】、【⑦仮設住宅設置や生活再建支援における配慮】において9割を超えて多くなっています。また、【③災害時の救援医療体制の充実】、【④避難所の設備の充実】、【⑥被災者に対する相談体制の充実】においても『必要である』が8割を超えています。



(10) 行政の役割について

男女共同参画社会実現のために、行政が特に力を入れて取り組むべきだと思うこと

「育児・保育に関する制度の充実や施設の整備」が31.3%と最も多く、次いで「学校教育における男女平等教育の推進」、「男女ともに積極的に育児休業や介護休業をとれるようにするための企業等に対する働きかけ」がそれぞれ29.0%、「高齢者や病人の在宅サービスや施設の充実」が25.0%などとなっています。



※複数回答可能：3つまで

意識調査からみる忍野村の課題

◇ 男女平等意識に関する課題

- ・政治・社会全体については、「男性が優遇されている」と感じている人が半数を超えており、特に女性や高齢層でその傾向が強くみられます。
- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人が過半数を占める一方、「どちらともいえない」とする層も多く、価値観の転換がまだ途上段階と言えます。
- ・「男尊女卑の考え方がある」と感じている人が半数を超えており、意識面での不平等感が依然として存在しています。

◇ 家庭・育児・介護における役割分担の課題

- ・家事（食事、洗濯、掃除等）は依然として女性が主に担っている割合が高く、特に高年齢層で顕著となっています。
- ・男性の育児休業・介護休業については賛成が8割を超えるものの、実際の家庭内役割分担には意識と行動の乖離がみられます。
- ・介護についても「本来は男女で担うべき」との意識がある一方、現実には女性に負担が偏りやすい構造が伺えます。

◇ 就労・ワーク・ライフ・バランスの課題

- ・女性の就労については「生涯働き続けたい」と考える人が最も多くなっていますが、年齢が高くなるほど出産・育児による中断を前提とした意識が強くなっています。
- ・職場での男女差について、「賃金」「昇進・昇格」「業務内容」で差があると感じている人が一定数存在し、特に女性でその割合が高くなっています。
- ・理想とする働き方と現実との間にギャップがあり、仕事優先にならざるを得ない実態が浮き彫りになっています。

◇ 社会参加・意思決定への参画の課題

- ・地域活動への関心が「特にない」とする人が3割を超え、参加意欲や情報提供の不足が課題と言えます。
- ・女性が政策・方針決定の場に少ない理由として、「男性優位の組織運営」「性別役割分担意識」が多く挙げられており、構造的な参画の壁が示唆されます。

◇ 安心・安全、人権に関する課題

- ・セクシュアル・ハラスメントやDVについて、「見聞きした」「自分が受けたことがある」人が一定数存在しています。
- ・被害を受けても4割以上が「どこにも相談していない」と回答しており、相談体制の認知不足や心理的ハードルの高さが課題と言えます。
- ・性的マイノリティについては、社会が「生活しづらい」と感じている人が6割を超えており、理解促進と配慮の必要性が示されています。

3 第3次忍野ハーモニープランの評価

(1) 基本目標別・施策別評価

第3次忍野ハーモニープランで示した取組ごとに、担当課が計画期間中の取組状況の評価しました。取組ごとの取組状況に点数（100点満点）をつけ、算出した平均点数からA～Eの評価を行いました。

基本目標・施策	取組数	評価
【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会実現のための意識づくり	16	C
(1) 男女の人権を尊重する意識づくり	3	C
(2) 男女共同参画に関する意識の浸透	4	C
(3) 【重点課題】男女共同参画社会を実現するための教育・学習機会の充実	5	C
(4) 【重点課題】男性にとっての男女共同参画の推進	4	C
【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野で男女がともに活躍できるむらづくり	9	C
(1) 【重点課題】政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	5	D
(2) 【重点課題】地域社会における男女共同参画の促進	4	C
【基本目標Ⅲ】 男女がともにいきいきと働ける環境づくり（女性活躍推進計画）	13	D
(1) 就労における男女平等の促進	3	D
(2) 【重点課題】ワーク・ライフ・バランスの推進	6	C
(3) 女性の就労の場における活躍への支援	4	E
【基本目標Ⅳ】 男女がともに心豊かに安心・安全に暮らせる社会づくり	16	B
(1) 生涯を通じた男女の健康支援	5	B
(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）	4	C
(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	5	C
(4) 【重点課題】防災・災害時における男女共同参画の推進	2	B
【基本目標Ⅴ】 推進体制の充実	6	D
(1) 【重点課題】庁内推進体制の整備	3	D
(2) 【重点課題】村民参加の推進体制の確立	3	C

※この評価点は、担当課による主観的な評価です。

（A：90点以上、B：70点～89点、C：40点～69点、D：20点～39点、E：0点～19点）

(2) 評価指標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (R07)	現状値 (R07)
(1) 「忍野ハーモニープラン」の周知度	48.3%	100%	32.4%
(2) 「忍野ハーモニープラン」の認知度	7.1%	30%	5.7%
(3) 「忍野村男女共同参画推進条例」の周知度	42.7%	100%	40.0%
(4) 「男女共同参画社会」という用語の周知度	56.4%	100%	80.3%
(5) 「男は仕事、女は家庭」という考えに否定的な意見	58.5%	100%	54.0%
(6) 社会全体において、男女が平等と思う割合	17.7%	100%	19.0%
(7) 学校教育の場において、男女が平等と思う割合	63.4%	100%	54.7%
(8) 家庭生活において、男女が平等と思う割合	30.9%	100%	40.7%
(9) 「男尊女卑（男女差別）の考え方がある」と思う割合	45.7%	0%	51.3%

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女がともに活躍できるむらづくり

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (R07)	現状値 (R07)
(1) 審議会・委員会委員の女性の登用率	19.7%	30%	24.6%
(2) 村職員の女性管理職の比率	18.1%	30%	33.3%
(3) 地域活動の場において、男女が平等と思う割合	39.7%	70%	27.3%

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり（女性活躍推進計画）

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (R07)	現状値 (R07)
(1) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用率	—	働く妊産婦 の100%	不明
(2) 職場において、男女が平等と思う割合	27.0%	100%	31.3%
(3) セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の比率	6.8%	0%	25.5%
(4) ポジティブアクションに取り組む村内企業・事業所	—	15%以上	調査未実施
(5) 男女平等を推進している村内企業・事業所	—	10社	調査未実施
(6) 女性の農業委員	0人	1人以上	14人中2人
(7) 「ワーク・ライフ・バランス」の周知度	42.5%	100%	82.7%
(8) 「ワーク・ライフ・バランス」の実践度	—	50%	調査未実施
(9) 男性の育児休業取得率（村職員）	0.0%	1.5%	80% (4人/5人)

基本目標Ⅳ 男女がともに心豊かに安心・安全に暮らせる社会づくり

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (R07)	現状値 (R07)
(1) 乳がん検診の受診率	61.3%	70%	18.1%
(2) 子宮がん検診と子宮頸がんの受診率	35.2%	50%	10.0%
(3) ドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがある女性の割合	—	0%	7.7%
(4) DV 被害者(女性)のうち、公的な相談窓口相談した比率	3.2% (95人中3人)	50%	0.0% (22人中0人)
(5) 防災会議における女性の比率	13.3% (15人中2人)	30%	0% (16人中0人)

基本目標Ⅴ 推進体制の充実

評価指標	現状値 (H25)	目標値 (R07)	現状値 (R07)
(1) 男女共同参画事業に参加したことがある村職員	—	100%	調査未実施

【出典】

- 基本目標Ⅰ (1)～(9) 村民アンケートによる把握
- 基本目標Ⅱ (1) 審議会等における女性の登用状況
- 基本目標Ⅱ (2) 村の管理的職業従事者に占める女性の割合
- 基本目標Ⅱ (3) 村民アンケートによる把握
- 基本目標Ⅲ (1) 妊婦教室等で把握
- 基本目標Ⅲ (2)、(3)、(7)、(8) 村民アンケートによる把握
- 基本目標Ⅲ (4)、(5) 村内事業所アンケートによる把握
- 基本目標Ⅲ (6) 女性の農業委員の人数
- 基本目標Ⅲ (9) 村男性職員の育児休業制度を取得した割合
- 基本目標Ⅳ (1) 40歳以上対象、マンモグラフィー 及び 視触診
- 基本目標Ⅳ (2) 20歳以上対象、個別施設検診
- 基本目標Ⅳ (3)、(4) 村民アンケートによる把握
- 基本目標Ⅳ (5) 防災会議に占める女性委員の割合
- 基本目標Ⅴ (1) 村職員へのアンケートで把握

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第3次忍野ハーモニープランで基本理念として掲げた『人権の尊重と男女の平等』は、本村の男女共同参画社会の実現に向けての普遍的な理念として捉え、第4次忍野ハーモニープランにおいても踏襲することとします。また、本村の最上位計画である「第7次忍野村総合計画」の目指す姿で明記されている“村民ひとりひとりが生き生きと生活できる村づくり”を、男女共同参画社会の実現に向けた視点から、さらに一歩進めた“活躍できる”に変更し、～村民ひとりひとりが生き生きと活躍できる村づくり～ を目指す姿として追記します。

基本理念

人権の尊重と男女の平等

～村民ひとりひとりが生き生きと活躍できる村づくり～

すべての村民が性別の違いにかかわらず、個人として尊重され、その人らしく生きる権利が保障される男女共同参画社会の実現を目指します。これまでの固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見は、個人の可能性を狭めるとともに、地域の活力や持続性にも影響を及ぼしてきました。男女が対等な立場で家庭、地域活動、職場、行政などあらゆる分野に参画し、意思決定に関わることは、多様な視点を生かしたより良い地域づくりにつながります。

また、仕事と家庭生活、地域活動の調和を図り、誰もがライフステージに応じた能力を発揮できる環境を整えることは、安心して暮らし続けられる村づくりの基盤となります。村民ひとりひとりが互いの違いを認め合い、支え合いながら、生きがいと誇りを持って活躍できる社会の実現に向け、行政と地域が連携し、人権尊重と男女平等の理念を具体的な施策と行動に結び付けながら、すべての村民が生き生きと活躍できるむらづくりを推進していきます。

2 基本目標

本計画の基本理念である『人権の尊重と男女の平等 ～村民ひとりひとりが生き生きと活躍できる村づくり～』を実現するために、以下の3つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

また、基本目標ごとに数値目標を設定し、達成状況を評価することで、本計画を実行性のあるものとしします。さらに、本計画では女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス実現に関する施策を重点目標と位置付け、集中的に取り組んでいきます。

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、制度の整備だけでなく、村民ひとりひとりの意識改革が重要です。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを見直し、男女共同参画の視点に立って、互いを尊重し合う意識を育むことで、誰もが自分らしく能力を発揮できる社会につながります。そのためには、幼少期から生涯にわたる教育・学習の充実が不可欠です。学校教育において男女平等や人権尊重の視点を取り入れるとともに、家庭や地域、職場における学習機会や啓発活動を通じて理解を深めます。こうした継続的な取り組みにより、男女共同参画の理念を日常生活に根づかせ、男女が共に支え合い、活躍できる社会の実現を目指します。

【基本目標Ⅱ】 ひとりひとりが活躍できる社会づくり

ひとりひとりが活躍できる社会を実現するためには、地域や職場などの方針決定の場において、女性がその能力を十分に発揮できる環境づくりが重要です。多様な視点が意思決定に反映されることで、地域や組織の活力と創造性は高まります。また、男女共同参画の視点を反映した職場づくり・地域づくりを進め、性別にかかわらず働きやすく、参画しやすい環境を整えることが求められます。さらに、職業生活における女性活躍の推進とともに、子育てや介護などと仕事を両立できる仕組みを充実させ、すべての村民がワーク・ライフ・バランスを実現できる社会を築くことで、誰もが役割と生きがいを持って活躍できる地域の実現につながります。

【基本目標Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが安全・安心に暮らせる環境を築くためには、すべての村民の健康づくりと生きがいづくりを推進し、心身ともに健やかに生活できる基盤を整えることが重要です。また、ジェンダーに基づくあらゆる暴力は人権を著しく侵害するものであり、決して許されないと認識のもと、その根絶に向けた啓発や支援体制の充実を図ります。あわせて、経済的困難や孤立など生活上のさまざまな課題を抱える人が、必要な支援につながり、安心して暮らせる環境を整備します。さらに、防災・災害時においては、男女共同参画の視点を取り入れ、多様なニーズに配慮した支援や体制づくりを進めることで、誰一人取り残されることのない安全・安心な地域社会の実現を目指します。

3 体系図

基本理念

人権の尊重と男女の平等

～ 村民ひとりひとりが生き生きと活躍できる村づくり ～

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ① 広報等を通じた男女共同参画・人権尊重意識の啓発 | ② 子どもの権利尊重に関する意識改革の推進 |
| ③ 女性の人権及び母性の尊重の啓発活動 | ④ 様々な機会を通じた男女共同参画に関する意識啓発、広報活動の推進 |
| ⑤ 男女共同参画に関する資料収集と住民に対する情報の提供 | ⑥ 男女共同参画に積極的に取り組んでいる村民・事業者の表彰 |
| ⑦ 男性に対する意識啓発 | ⑧ 国際交流・協力施策の推進 |

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| ① 男女平等観に立った人間形成を進める教育の充実 | ② 教職員等に対する研修の充実 |
| ③ 学校行事・課外活動等における慣習の見直し | ④ 学習機会の充実及び男女共同参画推進リーダーの育成支援 |

【基本目標Ⅱ】 ひとりひとりが活躍できる社会づくり

(1) 地域や職場などの方針決定の場での女性活躍の促進

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ① 村の審議会・委員会における女性委員の登用の推進 | ② 村政における女性の意見の反映 |
| ③ 人材育成のための研修会への派遣支援 | ④ 区会・自治会等の指導者に対する啓発 |
| ⑤ 意思決定の場における女性参画の促進 | ⑥ 村の自治組織における男女共同参画の推進 |

(2) 男女共同参画の視点を反映した職場づくり・地域づくりの推進

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ① 職場における男女平等の実現 | ② 働く女性の母性保護・健康管理 |
| ③ 非正規雇用労働者の状況把握および法規の周知徹底 | ④ 女性起業家支援事業の促進 |
| ⑤ 再雇用制度の普及促進 | ⑥ 家族従業者等として働く女性の環境の向上 |

(3) 職業生活における女性活躍の推進

- | | |
|--------------------|-------------|
| ① 職域拡大と女性管理職の登用の促進 | ② 働く女性の人材育成 |
|--------------------|-------------|

(4) すべての村民のワーク・ライフ・バランス実現の推進

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ① 子育てにおける男女共同参画の促進 | ② 男性の働き方の見直し促進 |
| ③ ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進 | ④ 育児休業制度・介護休業制度の周知徹底と活用の促進 |
| ⑤ 保育サービスの充実 | ⑥ 放課後児童対策の充実 |
| ⑦ 介護保険サービスの充実 | ⑧ 相談事業の充実 |

【基本目標Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

(1) すべての村民の健康づくりと生きがいづくりの推進

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① 性についての正しい情報の提供 | ② 母性保護と母子保健事業の充実 |
| ③ 世代に応じた健康づくり事業の充実 | ④ 心の健康づくりへの支援 |
| ⑤ 健康をおびやかす問題への対策の推進 | |

(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① セクシュアル・ハラスメント防止のための環境整備 | ② あらゆる暴力に関する実態把握および関係機関との連携 |
| ③ あらゆる暴力を許さない社会環境づくりへの啓発の推進 | ④ 相談・保護体制の充実および周知の徹底 |
| ⑤ 個人情報の保護 | |

(3) 生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| ① ひとり親家庭に対する支援 | ② 障害のある人に対する福祉サービスの充実 |
| ③ 高齢者に関する福祉施策・介護保険に関する施策の充実 | ④ 高齢者の社会参画の促進 |
| ⑤ 介護に関する啓発 | ⑥ 外国籍の人々とお互いの文化を認め合う共生の促進 |
| ⑦ 多様な性のあり方への理解の推進 | |

(4) 防災・災害時における男女共同参画の推進

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| ① 地域防災体制における男女共同参画の推進 | ② 防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画の拡大 |
|-----------------------|-------------------------------|

第4章 施策の方向

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革

男女がともに尊重される社会をつくるためには、制度や環境を整えるだけでなく、村民一人ひとりの意識を高めることが大切です。そのため、広報では人権を大切にする考え方を基本とし、子どもの権利や女性の人権、母性の大切さについて、理解が深まるよう分かりやすく情報を発信していきます。

また、講座や行事、地域活動など様々な機会を通じて、男女共同参画に関する意識啓発を進め、性別にとらわれない考え方の浸透を図ります。あわせて、広報活動の充実や、男女共同参画に関する資料の収集・整理を行い、住民が必要な情報を身近に得られる環境を整えることで、日常生活の中で理解と共感が広がり、男女共同参画社会の実現につながる意識づくりを推進します。

具体的な取組み・施策	担当課
① 広報等を通じた男女共同参画・人権尊重意識の啓発 ▶ 村が発行する広報・お知らせ等で定期的に啓発することで男女の性差に関する表現の撤廃に努め、人権尊重の推進を図ります。【継続】 ▶ 男女共同参画に関して機会あるごとに取り上げ、男女の固定的な役割分担意識の解消を図ります。【継続】	総務課
② 子どもの権利尊重に関する意識改革の推進 ▶ 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神に基づき、子どもの主張を尊重するとともに、子どもを大切に育てる地域づくりを進めるため、子どもの人権に関する啓発を積極的に図ります。【継続】 ▶ 新たに子ども家庭センターを設立し、子どもの発達や虐待、貧困等子ども人権やあらゆる問題へ対応し、子育て条例の作成を進めます。【拡充】	子育て支援課
③ 女性の人権及び母性の尊重の啓発活動 ▶ 広報おしの等を通じて、セクシュアル・ハラスメントなど性の尊重を阻害する行為の防止に関する啓発に努めるとともに、「女性の自己管理と自己決定権を尊重する考え（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の浸透を図ります。【継続】 ▶ 母性は社会的に重要な機能を果たしており、社会全体で保護すべきものであることから、妊婦届や出生届の機会を活用して、母性保護に対する意識の啓発に努めます。【継続】	総務課 福祉保健課
④ 様々な機会を通じた男女共同参画に関する意識啓発、広報活動の推進 ▶ 村民に対して、研修会や講座の開催、広報活動など、様々な機械や媒体を通じて男女共同参画の意識啓発を積極的に図ります。【継続】 ▶ 村内各種団体に対して、学習、研究の機会を提供することにより、男女共同参画の自主的な取組みについて啓発を図ります。【継続】	総務課 各担当課

具体的な取組み・施策	担当課
⑤ 男女共同参画に関する資料収集と住民に対する情報の提供 ➤ 国・県・近隣市町村等の各機関から、男女共同参画に関する情報収集を図り、住民の男女共同参画についての学習資料となるように、庁内ラックにチラシの配置や図書館の関連冊子・資料等を充実させ、「おしのハーモニーふれあいコーナー」にて情報提供を図ります。【継続】	総務課 教育委員会
⑥ 男女共同参画に積極的に取り組んでいる村民・事業者の表彰 ➤ 男女共同参画社会の推進に積極的に取り組んでいる村民・企業について表彰を行うとともに、表彰内容の周知により周囲への意識啓発を図ります。【継続】	総務課
⑦ 男性に対する意識啓発 ➤ 県や関連機関と連携し、男性の意識改革を促し、家庭における固定的な男女の役割分担意識を見直すとともに、男女におけるワーク・ライフ・バランスの偏りを少なくするように努める中で、家事や育児など家庭内での仕事に対する支援協力ができるように、男女および世代間の意識のギャップに注視して啓発活動の推進を図ります。【継続】	総務課
⑧ 国際交流・協力施策の推進 ➤ 男女がともに国際化時代にふさわしい交流・協力ができるように、国や県の国際交流施策を引き続き推進するとともに、日仏自治体交流会議への継続的な参加を通じて、他自治体との意見交換や施策の共有を図り、地域施策に国際的な視点を取り入れる基盤の維持に努めます。【継続】	企画課

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画の視点に立った教育や生涯学習の充実が不可欠です。幼少期から男女平等観に立った人間形成を進める教育を行うことで、性別にとられない価値観や相互尊重の意識が育まれます。そのため、教職員に対する研修を充実させ、男女共同参画や人権に関する理解を深め、指導力の向上を図ります。

また、学校行事や課外活動等における従来の慣習や役割分担を見直し、誰もが主体的に参加できる環境を整えます。さらに、地域における多様な学習機会を充実させるとともに、男女共同参画推進リーダーの育成を支援することで、学びを通じた実践が広がり、男女が共に支え合い活躍できる社会の実現につながります。

具体的な取組み・施策	担当課
① 男女平等観に立った人間形成を進める教育の充実 ▶ 男の子向き、女の子向きと固定的にとらえるのではなく、これまで男性の少なかった・女性の少なかったそれぞれの分野も視野に入れた進路指導をさらに充実させ、進路指導担当者や保護者に対しても理解をさらに深めるよう図ります。【継続】	教育委員会
② 教職員等に対する研修の充実 ▶ 県や関係機関と連携し、ジェンダーにとられない指導を推進するため、教職員・保育士を対象に男女共同参画社会についての研修や勉強会を実施するなど、男女共同参画の高揚に努めます。【継続】	子育て支援課 教育委員会
③ 学校行事・課外活動等における慣習の見直し ▶ 学校行事やクラブ活動における男女の慣習を見直し、共同参画による活動の推進を一層図ります。【継続】	教育委員会
④ 学習機会の充実及び男女共同参画推進リーダーの育成支援 ▶ 国・県等で実施する村民・団体が参加できる男女共同参画関係の研修を積極的に周知し、村民の男女共同参画に関する意識の向上を図るとともに、男女共同参画推進のためのリーダーの育成に努めます。【継続】	総務課

評価指標

項 目	現 状 値 (令和7年度)	目 標 値 (令和12年度)
① 忍野ハーモニープランの周知度 *村民意識調査で「名前知っている」と回答した割合	32.4%	50%以上
② 「男は仕事、女は家庭」という考えに否定的な割合 *村民意識調査で「そうは思わない」と回答した割合	40.0%	55%以上
③ 社会全体において、男女が平等と思う割合 *村民意識調査で「平等」と回答した割合	19.0%	30%以上

①～③ 村民意識調査

【基本目標Ⅱ】 ひとりひとりが活躍できる社会づくり

(1) 地域や職場などの方針決定の場での女性活躍の促進

地域や職場の方針を決める場に女性が参加することは、村政や地域づくりに多様な考え方を取り入れ、より実効性のある施策や活動につなげるために大切です。そのため、村の審議会や委員会では女性委員の積極的な登用を進めるとともに、女性の意見が村政にきちんと反映される仕組みづくりを進めます。あわせて、人材育成を目的とした研修会への参加を支援し、女性が主体的に参画できる力を育てます。

また、区会・自治会等の指導者に対する啓発を通じて意識改革を図り、意思決定の場における女性参画を促進します。これらの取組により、村の自治組織全体において男女共同参画を推進し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

具体的な取組み・施策	担当課
① 村の審議会・委員会における女性委員の登用の推進 ▶ 審議会・委員会において、引き続き女性の積極的な参画を進め、女性委員の登用状況を定期的に調査するとともに、結果を公表し、女性の登用を推進します。【継続】	総務課
② 村政における女性の意見の反映 ▶ 婦人会の廃止により、女性の声をまとめる機会が減少したものの、山梨県があらゆる場への女性の積極的な登用を促進するために設置している「やまなし女性人材バンク」を効果的に利用し、村政への女性の参画と意見反映に努めます。【継続】	総務課
③ 人材育成のための研修会への派遣支援 ▶ 審議会委員など村政に参画することができる人材の育成や、女性団体等の指導者の資質向上を図るため、県や関係機関が実施する各種研修会への派遣を積極的に支援します。【継続】 ▶ 個人的にも参加が可能になるよう、女性団体、広報・お知らせ等を通じて催し物、研修会等の情報提供を積極的に行います。【継続】	総務課
④ 区会・自治会等の指導者に対する啓発 ▶ 各地区との意見交換会を継続的に実施し、その際に区会・自治会等地域の団体の指導者に対して男女共同参画の趣旨等の研修を行い、男女共同参画の意識を持ったリーダーの育成に努めます。【継続】	総務課
⑤ 意思決定の場における女性参画の促進 ▶ 自治会活動等に女性の意見を十分に反映させるため、女性も意思決定の場に積極的に参画するように働きかけます。【継続】	総務課
⑥ 村の自治組織における男女共同参画の推進 ▶ 村が区会や自治会などの自治組織に対して、男女共同参画の推進状況について報告を受け、それぞれの自治組織の男女共同参画に関する活動を把握するとともに、男女共同参画の視点を持つように継続的に啓発を行います。【継続】	総務課

(2) 男女共同参画の視点を反映した職場づくり・地域づくりの推進

男女共同参画の視点を反映した職場づくり・地域づくりを推進するためには、性別にかかわらず誰もが安心して働ける環境の整備が重要です。職場における男女平等の実現に向け、適正な処遇や働きやすい職場風土の醸成を図るとともに、働く女性の母性保護や健康管理の充実を進めます。

また、非正規雇用労働者の就労状況を把握し、関係法規の周知徹底を行うことで、安定した就労環境づくりに努めます。あわせて、女性起業家支援事業の促進や再雇用制度の普及を進めるとともに、家族従業者等として働く女性の労働環境の向上を図り、地域全体で男女が共に活躍できる社会の実現を目指します。

具体的な取組み・施策	担当課
① 職場における男女平等の実現 ▶ 村のホームページと「広報おしの」を通じて、職場における男女平等の実現に向けた啓発を実施するとともに、南都留中部商工会等の関係機関と連携し、村内の従業者数が多い事業所を対象に、男女共同参画に関するアンケート調査を定期的に実施したり、男女平等を推進している事業者の紹介・表彰を実施します。【継続】	総務課 観光産業課
② 働く女性の母性保護・健康管理 ▶ 村のホームページと「広報おしの」に母性保護に関する関係法令と内容を掲載するとともに、庁内の関係部署間で連携し、事業主に対する関係資料を用意するなど、周知・啓発を促進します。【継続】 ▶ 主治医が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えられるツール「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及促進を図ります。【継続】	観光産業課 福祉保健課
③ 非正規雇用労働者の状況把握および法規の周知徹底 ▶ 村のホームページや「広報おしの」・お知らせ等に関係法令と内容を掲載するとともに、県や庁内の関係部署間で連携し、事業主に対してリーフレットを送付して雇用条件の改善を促進します。【継続】	観光産業課
④ 女性起業家支援事業の促進 ▶ 村のホームページや「広報おしの」・お知らせ等で「女性起業家支援施策ガイドブック」(経済産業省作成)の紹介と、県や庁内の関係部署間で連携し、相談窓口(やまなし産業支援機構)の情報提供を実施し、女性起業家の増加を図ります。【継続】	総務課 観光産業課
⑤ 再雇用制度の普及促進 ▶ 村のホームページや「広報おしの」・お知らせ等への再雇用関係の掲載による啓発と、事業所にリーフレットを配布・啓発することにより、再雇用採用事業所の拡充を促進します。【継続】 ▶ 県や庁内の関係部署間で連携し、事業所への再雇用制度の導入調査を実施し、未導入事業所への導入促進を図ります。【改善】	観光産業課

具体的な取組み・施策	担当課
⑥ 家族従業者等として働く女性の環境の向上 ▶ 村のホームページや「広報おしの」・お知らせ等への家族従業者関係の掲載による啓発と、県や市内の関係部署間で連携し、農林業者、商工自営業者にリーフレットを配布、啓発することにより、働く女性の環境向上を促進します。【継続】	観光産業課

（３）職業生活における女性活躍の推進

職場で女性が活躍できるようにするためには、性別にとらわれずに仕事の幅を広げ、女性管理職の登用を進めることが大切です。さまざまな人が能力を発揮できる職場づくりは、職場の活性化や生産性の向上につながります。そのため、女性が意欲や能力に応じて、責任ある立場に挑戦しやすい環境を整えていきます。

また、働く女性を対象とした研修やスキルアップの機会を充実させ、キャリア形成を支援する人材育成に取り組みます。こうした取組を通じて、女性一人ひとりが自らの可能性を発揮し、やりがいを持って働き続けられる職業環境の実現を目指します。

具体的な取組み・施策	担当課
① 職域拡大と女性管理職の登用の促進 ▶ 企業、団体等に担当部署と連携し、リーフレットを配布、啓発することにより、経営者を始めとした意識改革を図り、職域拡大を促進します。【継続】 ▶ あらゆる広報媒体を利用して、国の成長戦略の柱である女性管理職の登用の促進を図ります。【継続】	観光産業課
② 働く女性の人材育成 ▶ 村内企業に担当部署と連携し、ポジティブ・アクションの取組み公表の提唱を積極的に進めます。【改善】	観光産業課

(4) すべての村民のワーク・ライフ・バランス実現の推進

すべての村民がワーク・ライフ・バランスを実現するためには、家庭生活と職業生活を両立できる環境づくりが重要です。子育てにおける男女共同参画を促進し、男性の働き方の見直しや家庭参画への理解を深めることで、性別に偏らない役割分担を推進します。

また、ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進とともに、育児休業制度や介護休業制度の周知徹底と活用を進めます。あわせて、保育サービスや放課後児童対策の充実、相談事業の拡充、介護保険サービスの充実を図ることで、子育てや介護を担う世代が安心して働き続けられる環境を整え、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

具体的な取組み・施策	担当課
① 子育てにおける男女共同参画の促進 ▶ パパ・ママ教室等を通じて、妊娠中から夫婦で育児の勉強をすることによって、夫婦が親になる自覚を深めることを目的とした講座の一層の充実を図ります。【継続】	総務課 福祉保健課
② 男性の働き方の見直し促進 ▶ 県や南都留中部商工会等の関係機関と連携し、男性も子育てや介護に積極的に参加するため、育児休業・介護休業を取得できる社会的気運の醸成を図るための啓発を行います。【継続】 ▶ 県や南都留中部商工会等の関係機関と連携し、企業等において子育てや介護に参画する男性に理解のある上司や管理職等の育成を図るための啓発を行います。【継続】	総務課 観光産業課
③ ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進 ▶ 村のホームページや「広報おしの」を通じて、仕事と育児・介護などの家庭生活との両立に関する意識を高めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの定着促進に向けた啓発を行います。【継続】	総務課
④ 育児休業制度・介護休業制度の周知徹底と活用の促進 ▶ 村のホームページや「広報おしの」及びパパ・ママ教室等で、育児休業法及び介護休業法に係る制度の説明(給付金の支給内容等を含む)を継続的に実施することで、利用促進を図ります。【継続】 ▶ 県や南都留中部商工会等の関係機関と連携し、事業主に対してパンフレット等を送付し、制度の啓発と労働者への説明責任を課すことにより、男女がともに安心して働き続けられる環境整備に努めます。【改善】	観光産業課 福祉保健課
⑤ 保育サービスの充実 ▶ 育児と仕事の両立を支援するため、保育サービスの充実を図ります。同時に、多様な保育サービスに対応するため、『忍野村 子ども・子育て支援事業計画』に準じて、こども誰でも通園制度の実施に向けた準備など、利用者のニーズに対応した多様な保育形態の受け入れ体制の充実に努めます。【充実】	子育て支援課

具体的な取組み・施策	担当課
⑥ 放課後児童対策の充実 ▶ 小学校建設に伴い、放課後児童クラブの活動場所が変更予定であるが、そのような中で受入人数の拡大や人員の配置、児童の心身の成長につながるクラブ活動を実施していきます。【継続】	子育て支援課
⑦ 介護保険サービスの充実 ▶ 家族を介護している人の介護と仕事や日常生活との両立を支援するため、デイサービスを始めとする介護保険サービスの充実を図るとともに、指定した事業所が適正に運営できるよう、定期的に運営指導を行っていきます。【継続】	福祉保健課
⑧ 相談事業の充実 ▶ 保育所・認定こども園での相談事業を充実し、家庭教育について親が考え、学習することへの支援を行います。【継続】 ▶ あらゆる相談に対応できるよう、保育士に対する研修を実施していきます。【充実】	子育て支援課

評価指標

項 目	現 状 値 (令和7年度)	目 標 値 (令和12年度)
① 審議会・委員会委員の女性の登用率 * 審議等における女性の登用状況	21.7% (令和6年度)	30%以上
② 村職員の女性管理職の割合 * 村の管理的職業従事者に占める女性の割合	33.3% (令和6年度)	40%以上
③ 地域活動の場において、男女が平等と思う割合 * 村民意識調査で「平等」と回答した割合	27.3%	40%以上
④ 職場の場において、男女が平等と思う割合 * 村民意識調査で「平等」と回答した割合	31.3%	45%以上

①～② 山梨県男女共同参画 年次報告書 / ③～④ 村民意識調査

【基本目標Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

（１）すべての村民の健康づくりと生きがいの推進

すべての村民が健やかで生きがいを持って暮らすためには、心身の健康づくりを総合的に推進することが重要です。性に関する正しい情報を提供し、自らの身体や健康について主体的に考える力を育むとともに、母性保護と母子保健事業の充実を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えます。

また、子どもから高齢者まで世代に応じた健康づくり事業を充実させ、疾病予防や体力づくりを支援します。あわせて、心の健康づくりへの支援や、生活習慣病、依存症、感染症など健康をおびやかす問題への対策を推進することで、村民一人ひとりが生きがいを感じながら、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

具体的な取組み・施策	担当課
① 性についての正しい情報の提供 ▶ 自分の身体・命を大切に、男女平等の視点に立ち、男女が互いの人格を尊重し、認め合う能力を育てられるよう学校教育での性教育の一層の充実に努めます。【継続】	教育委員会
② 母性保護と母子保健事業の充実 ▶ 母子健康手帳の交付により、健康状態の把握と保健指導、相談を行いながら、妊娠、出産、育児に関する相談支援体制の周知と母性保護の重要性についての啓発・普及に努め、健康診査、保健指導等の医療サービスの提供が受けられる体制と受診の促進を図り、母子の心身の健康づくりを支援します。【継続】 ▶ 切れ目ない支援が行えるよう子育て支援課や病院等と連携して、各種事業を実施していきます。【継続】	福祉保健課
③ 世代に応じた健康づくり事業の充実 ▶ 食生活改善推進委員との連携のもと世代に合わせた食生活の正しい知識、運動の重要性など健康増進についての知識の普及と情報提供を拡充するとともに、健康診断の周知を徹底することにより受診率の向上を図り、村民一人ひとりが自分の健康づくりに取り組めるよう、健康問題や村民のニーズに合わせて健康づくり事業の充実を図ります。【継続】	福祉保健課
④ 心の健康づくりへの支援 ▶ 心の健康の保持・増進を図るため、関係機関と協力し、精神保健に関する講座等による知識の普及やリラックス教室及び当事者に対する相談・訪問指導の支援体制を充実します。【継続】	福祉保健課
⑤ 健康をおびやかす問題への対策の推進 ▶ 庁内の関係各課の連携のもと、国や関係機関による情報提供、学習機会の充実等により、感染症に関する正しい知識の普及を図ります。【継続】 ▶ 青少年の健全育成の一環として、薬物乱用の恐ろしさについて啓発し、警察等の関係機関との連携のもと、薬物乱用の未然防止に協力します。【継続】	福祉保健課 教育委員会

(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶は、すべての人の人権と尊厳を守るための重要な課題です。セクシュアル・ハラスメントをはじめとする暴力を未然に防ぐため、職場や地域における防止体制や相談しやすい環境整備を進めます。

また、ジェンダーに基づく暴力の実態把握を行い、警察や医療機関、福祉機関など関係機関と連携しながら、早期対応と切れ目のない支援につなげます。さらに、暴力を決して許さない社会環境づくりに向けた啓発を推進し、意識改革を図ります。あわせて、相談・保護体制の充実と周知を徹底するとともに、被害者の個人情報厳格に保護し、安心して支援を受けられる体制の整備を進めます。

具体的な取組み・施策	担当課
① セクシュアル・ハラスメント防止のための環境整備 ➤ 村のホームページや「広報おしの」に、関係制度や相談窓口(山梨労働局)に関する情報を掲載するとともに、企業、団体、学校、各種講演会開催時に啓発に関するリーフレット等を配布して、山梨労働局との連携のもと、事業主を対象とした意識改革を図ります。【継続】 ➤ 村内の従業者数が多い事業所や学校等にアンケート調査を実施し、セクシャルハラスメント防止のための環境整備を実施していきます。【継続】	総務課 観光産業課 教育委員会
② あらゆる暴力に関する実態把握および関係機関との連携 ➤ 家庭内暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の実態を把握、及び被害者の救済のため、警察・山梨県犯罪被害者支援連絡協議会・保健所・病院など関係団体との連携を図ります。【継続】	総務課 福祉保健課 子育て支援課
③ あらゆる暴力を許さない社会環境づくりへの啓発の推進 ➤ すべての人の人権を保障するという視点から、男女ともに被害を訴えやすい社会環境づくり、あらゆる暴力を許さない地域づくりを行うための啓発を図ります。【継続】 ・ 家庭内暴力の防止 ・ セクシュアル・ハラスメントの防止 ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止など ・ 売買春（児童を含む）問題への取組	総務課 住民課 福祉保健課 子育て支援課
④ 相談・保護体制の充実および周知の徹底 ➤ 村内の相談窓口を明確にするとともに、国・県、及び男女共同参画推進センター・女性相談所など関係機関と連携しながら、緊急の援助を必要とする女性への相談窓口や保護体制の充実を図り、村民への周知を継続的に行うとともに、相談があった場合は、関係課及び関係機関・団体と連携しながら、支援を行います。【継続】 ➤ 女性への暴力の根絶に取り組むNGO・NPOとの連携を図ります。【継続】	総務課 福祉保健課 子育て支援課
⑤ 個人情報の保護 ➤ 住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の申出があった場合、住民票や除票、戸籍の附票などを加害者に対して発行しないよう、制限をかけて申出者等を保護します。【継続】	住民課

(3) 生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

生活上のさまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境を整えることは、誰一人取り残さない地域づくりの基盤です。ひとり親家庭に対しては、経済的支援や相談体制の充実を図り、安定した生活と子どもの健やかな成長を支えます。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの充実と利用しやすい環境整備を進めます。さらに、高齢者に関する福祉施策や介護保険施策を充実させるとともに、高齢者の社会参画を促進し、生きがいや役割を持って暮らせる地域づくりを推進します。あわせて、介護に関する理解と啓発を進め、家族や地域全体で支え合う体制を整えることで、安心して暮らせる環境の実現を目指します。

具体的な取組み・施策	担当課
① ひとり親家庭に対する支援 ▶ ひとり親家庭等に対して、必要な経済的支援に加え、子育て支援サービスの周知と利用促進、相談体制の強化、就労支援などニーズにあった支援の丁寧かつ積極的な提供に努め、ひとり親家庭等が自立した生活を送れるよう支援します。【継続】	子育て支援課
② 障害のある人に対する福祉サービスの充実 ▶ 介護者の負担軽減と障害のある人自身の自立のために、利用者のニーズに対応できる福祉サービスの充実を図ります。【充実】	福祉保健課
③ 高齢者に関する福祉施策・介護保険に関する施策の充実 ▶ 高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代とともに、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえ、高齢社会を豊かで活力のある社会とするために、『高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画』の施策に基づき、高齢者が安心して暮らせる地域の推進を図ります。【充実】	福祉保健課
④ 高齢者の社会参画の促進 ▶ 高齢者が豊かな知識や技能、生活の知恵などを活かしながら、共に社会を支える重要な一員として積極的に社会参画できるよう、老人クラブ活動や生涯学習の推進を図り、高齢期を生きがいに満ちた充実したものとするための高齢者の社会参画活動を、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携して支援します。【継続】	福祉保健課 教育委員会
⑤ 介護に関する啓発 ▶ 男性の介護分野における就労を促進するため、介護の仕事の魅力発信や介護のノウハウについての啓発活動、講習活動を実施します。【継続】	福祉保健課
⑥ 外国籍の人々とお互いの文化を認め合う共生の促進 ▶ 県等から発行される多文化共生に係るリーフレットなどの配布を行い、異文化理解のための意識啓発を推進します。【継続】 ▶ 日本語でのコミュニケーションが困難な外国籍の住民が日常生活における様々な問題に対応できるよう、関係機関と連携し、相談体制を整えるとともに、相談窓口の周知を図ります。【継続】	総務課

具体的な取組み・施策	担当課
⑦ 多様な性のあり方への理解の推進 ▶ 性的マイノリティに対する偏見や差別をなくすために、性の多様性に関する理解を進めるための啓発活動を行います。【継続】	総務課

(4) 防災・災害時における男女共同参画の推進

防災・災害時における男女共同参画の推進は、地域の安全性と災害対応力を高めるために重要です。地域防災体制において、男女が対等に参画し、多様な視点を生かすことで、避難所運営や支援体制の充実につながります。そのため、防災組織や訓練への女性の参画を促進し、平常時から役割分担や連携体制の強化を図ります。

また、防災に関する政策や方針決定の過程において女性の参画を拡大し、子育て世代や高齢者、障害のある人などのニーズが適切に反映される仕組みを整えます。これらの取組により、誰もが安心して避難・生活できる、実効性の高い防災体制の構築を目指します。

具体的な取組み・施策	担当課
① 地域防災体制における男女共同参画の推進 ▶ 男女それぞれの視点をもって、防災意識の普及・啓発に努め、災害時の避難・救護体制および復興支援体制の整備を、継続的に取り組みます。【継続】	総務課
② 防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画の拡大 ▶ 村の防災会議や災害時の災害復興対策会議等に女性委員が参画するなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めるとともに、災害発生時には、女性の視点や知識を活かした避難所の運営体制を整備します。【継続】	総務課

評価指標

項 目	現 状 値 (令和7年度)	目 標 値 (令和12年度)
① DV被害者のうち、だれにも相談しなかった割合 ＊村民意識調査で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した割合	40.9% (9人/22人)	30%以下
② 防災会議における女性の割合 ＊防災会議における女性委員の割合	0% (0人/16人)	20%以上

① 村民意識調査 / ② 総務課

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画を村民の皆さんに広く知ってもらい、男女共同参画への関心を高めることで、その実現につなげていきます。そのため、計画の策定を村民に周知するとともに、内容を分かりやすく公表し、男女共同参画について考えるきっかけをつくります。あわせて、村内の企業や事業所にも計画を周知し、職場における男女共同参画の推進への協力を呼びかけます。

(2) 庁内における連携体制の強化

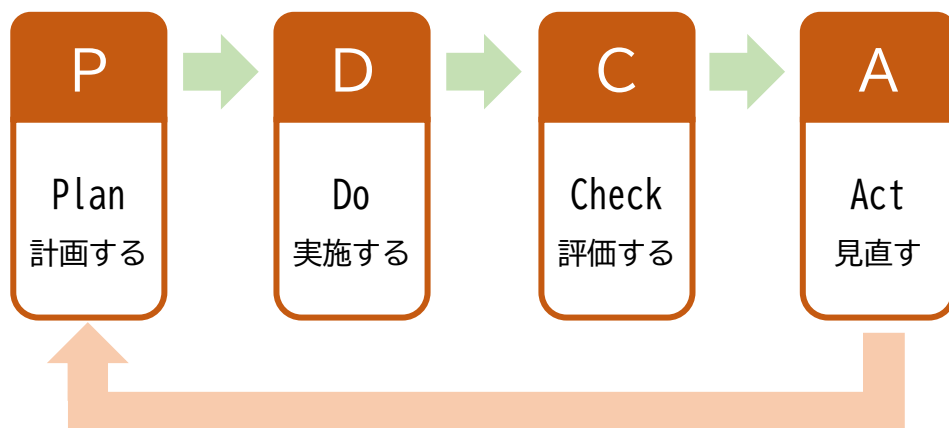
男女共同参画は、家庭、地域、職場など、村民の生活のあらゆる場面と密接に関わる重要な考え方です。このため、庁内のさまざまな部署において、男女共同参画に関する相談を受けたり、対応を求められたりする場面が想定されます。こうした相談や課題に適切に対応するため、庁内の各部署が情報を共有し、相互に連携を図りながら、内容に応じて担当課へ円滑につなぐ体制を整えます。これにより、村民からの相談に対して、迅速かつ的確な対応や必要な支援を行うことができるよう努めます。

(3) 国や県、近隣市町村、関係団体等との協力

男女共同参画社会の実現は、国全体で取り組むべき共通の目標です。自治体においても、男女共同参画の推進に向けた取組を進めていますが、取組の内容によっては、国や県、近隣市町村、関係団体等との連携や協力が必要となる場合があります。そのため、日頃から関係機関との良好な関係を築き、情報共有や連携を進めることで、必要に応じて適切な協力が行える体制の強化を図ります。

2 計画の進捗管理（PDCAサイクル）

本計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策や取組については、定期的に進捗状況を確認し、評価を行います。あわせて、PDCAサイクルを活用した進捗管理により、施策や取組の効果を検証し、必要に応じて見直しを行います。これにより、施策の実効性を高めるとともに、地域における課題やニーズの的確な把握につなげます。



第4次忍野ハーモニープラン

発行年月 令和8年3月
編集 山梨県忍野村 総務課

〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草 1514
TEL : 0555-84-7791 FAX : 0555-84-3717

